

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章及び第二章（現行のとおり）</p> <p>第三章 自動車に起因する環境への負荷の低減の取組及び公害対策（第十六条 第二十一条）</p> <p>第四章から第六章まで（現行のとおり）</p> <p>第一条及び第二条（略）</p> <p>（温室効果ガス）</p> <p>第三条 条例第一条第四号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 及び二（現行のとおり）</p> <p>三 次に掲げるハイドロフルオロカーボン</p> <p>ア トリフルオロメタン（別名HFC 一三三）</p> <p>イ ジフルオロメタン（別名HFC 三三二）</p> <p>ウ フルオロメタン（別名HFC 四二一）</p> <p>エ 一・一・一・二・二 ペンタフルオロエタン（別名HFC 一一五）</p> <p>オ 一・一・一・二・二 テトラフルオロエタン（別名HFC 一三三四）</p> <p>カ 一・一・一・二 テトラフルオロエタン（別名HFC 一三三四a）</p> <p>キ 一・一・二 トリフルオロエタン（別名HFC 一四三三）</p> <p>ク 一・一・一 トリフルオロエタン（別名HFC 一四三三a）</p> <p>ケ 一・一 ジフルオロエタン（別名HFC 一五二二a）</p>	<p>目次</p> <p>第一章及び第二章（略）</p> <p>第三章 自動車公害対策（第十六条 第二十一条）</p> <p>第四章から第六章まで（略）</p> <p>第一条及び第二条（略）</p> <p>（温室効果ガス）</p> <p>第三条 条例第一条第四号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 及び二（略）</p> <p>三 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）第一条に規定するハイドロフルオロカーボン</p>

コ 一・一・一・二・三・三・三・三 ヘプタフルオロプロパン(別名HFC 二二七e a)

サ 一・一・一・三・三・三・三 ヘキサフルオロプロパン(別名HFC 二二六f a)

シ 一・一・二・二・三 ペンタフルオロプロパン(別名HFC 二四五c a)

ス 一・一・二・三・四・五・五 デカフルオロペンタン(別名HFC 四三一〇m e)

四 次に掲げるパーフルオロカーボン

ア パーフルオロメタン(別名PFC 一四)

イ パーフルオロエタン(別名PFC 一一六)

ウ パーフルオロプロパン(別名PFC 二二八)

エ パーフルオロブタン(別名PFC 三二一〇)

オ パーフルオロシクロブタン(別名PFC c三二八)

カ パーフルオロペンタン(別名PFC 四二二二)

キ パーフルオロヘキサン(別名PFC 五一四)

五 (現行のとおり)

(再生可能エネルギー)

第三条の二 条例第二条第四号の三に規定する規則で定めるエネルギーは、バイオマス(動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品(以下「化石燃料等」という。))を除く。))をいう。以下同じ。))を熱源とする熱、水力、地熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー(原子力を除く。)とする。

(温室効果ガス排出量の算定方法)

四 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第一条に規定するパーフルオロカーボン

五 (略)

(再生可能エネルギー)

第三条の二 条例第二条第四号の三に規定する規則で定めるエネルギーは、バイオマス(動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品(以下「化石燃料等」という。))を除く。))をいう。))を熱源とする熱、水力、地熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー(原子力を除く。)とする。

第三条の三 条例第五条の七第一号に規定する規則で定める方法は、別表第一に定めるとおりとする。

(地球温暖化係数)

第三条の四 条例第五条の七第一号に規定する規則で定める係数は、次の各号に掲げる温室効果ガスの区分に応じ、当該各号に定める係数とする。

- 一 二酸化炭素 一
- 二 メタン 二十一
- 三 一酸化二窒素 三百十
- 四 トリフルオロメタン 一万一千七百
- 五 ジフルオロメタン 六百五十
- 六 フルオロメタン 百五十
- 七 一・一・一・二・二 ペンタフルオロエタン 二千八百
- 八 一・一・二・二 テトラフルオロエタン 千
- 九 一・一・一・二 テトラフルオロエタン 千三百
- 十 一・一・二 トリフルオロエタン 三百
- 十一 一・一・一 トリフルオロエタン 三千八百
- 十二 一・一 ジフルオロエタン 百四十
- 十三 一・一・一・二・三・三・三 ヘプタフルオロプロパン 二千九百
- 十四 一・一・一・三・三・三 ヘキサフルオロプロパン 六千三百
- 十五 一・一・二・二・三 ペンタフルオロプロパン 五百六十
- 十六 一・一・一・二・三・四・四・五・五・五 デカフルオロペンタン 千三百
- 十七 パーフルオロメタン 六千五百
- 十八 パーフルオロエタン 九千二百

十九 パーフルオロプロパン 七千

二十 パーフルオロブタン 七千

二十一 パーフルオロシクロブタン 八千七百

二十二 パーフルオロペンタン 七千五百

二十三 パーフルオロヘキサン 七千四百

二十四 六ふつ化いおう 二万三千九百

(特定温室効果ガス)

第三条の五 条例第五条の七第一号に規定する規則で定める温室効果ガスは、二酸化炭素(燃料、熱又は電気)以下「燃料等」という。()の使用に伴って排出されるものに限る。()とする。

(一の建物等とみなす近隣の建物等)

第三条の六 条例第五条の七第六号に規定する規則で定める場合は、次のいずれかの場合とする。

一 建物等の所有者が、当該建物等に隣接する建物等を所有する場合(建物にあつては、当該建物のうち大部分の床面積を事務所、営業所等として使用するテナント等事業者が当該建物に隣接する建物において同一である場合に限る。)

二 建物等(前号の場合において一の建物等とみなされた建物等を含み、当該建物等の前年度(指定地球温暖化対策事業所にあつては、条例第五条の八第一項の指定を受けた年度の前年度に限る。)(の温室効果ガスの排出の状況が第四条第一項の要件に該当するものに限る。)(の所有者が、道路又は水路を挟んで近接する建物等を所有する場合(建物にあつては、当該建物のうち大部分の床面積を事務所、営業所等として使用するテナント等事業者が当該建物に近接する建物において同一である場合に限る。))

(エネルギー管理の連動性)

第三条の七 条例第五条の七第七号に規定する規則で定める状態は、次のいずれかの状態とする。

- 一 建物等(主たる事業として行う地域冷暖房の事業の用に供する熱供給施設)以下「熱供給事業所」という。(又は主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所)以下「電気供給事業所」という。(を除く。)(における事業活動に係る燃料等)燃料等の供給を主たる事業とする事業者から供給される燃料等を変換することなく使用されているものに限る。(の全部又は一部について、当該建物等と他の建物等とが燃料等の供給を主たる事業とする事業者から供給を受ける地点が同一であること。ただし、当該地点を含まない建物等における当該燃料等の需要が、当該地点を含む建物等における燃料等の使用量に及ぼす影響が著しく小さいものとして知事が別に定める場合においては、この限りでない。

二 建物等が、熱供給事業所である場合において、当該熱供給事業所と他の熱供給事業所とが熱を供給する導管を連結していること。

(指定地球温暖化対策事業所等)

第四条 条例第五条の七第八号に規定する規則で定める要件は、事業所における原油換算エネルギー使用量(燃料及びこれを熱源とする熱(他人から供給されたものに限る。))並びに電気(燃料を変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十五号の託送供給を除く。))を受けたものを除く。)(の年度の使用量(別表第一の二の第一欄

(温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所等)

第四条 条例第五条の六に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所として規則で定めるものは、燃料及びこれを熱源とする熱(他人から供給されたものに限る。))並びに電気(燃料を変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給を受けたものを除く。)(の前年度の使用量(住居の用に供する部分で使用されたものを除く。))を地球温暖化対策指針に定める方式により原油の数量に

に掲げる燃料等の区分ごとに同表の第二欄に掲げる単位で表した量を用い、次に、当該区分に応じ当該燃料等の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる発熱量を合算し、発熱量一千万キロジュールを原油〇・二五八キロリットルとして換算する方式により原油の数量に換算したものをいう。以下同じ。が千五百キロリットル以上であることとする。

2 前項の事業所における原油換算エネルギー使用量には、住居の用に供する部分で使用され、又は駅において鉄道輸送に必要な燃料等と不可分に使用されたものとして知事が認めるものを含まないものとする。

3 条例第五条の七第八号に規定する特定エネルギーの供給に係る規則で定める事業所は、発電所とする。

(特定地球温暖化対策事業所)

第四条の二 条例第五条の七第九号に規定する規則で定める年度は、平成十九年度とする。

2 条例第五条の七第九号に規定する規則で定める期間は、三箇年度(年度の途中から当該事業所の使用が開始された場合にあつては、当該年度を除く三箇年度)とする。

(削減計画期間)

第四条の三 条例第五条の七第十号に規定する規則で定める期間(この各期間は、平成二十二年年度から始まる五箇年度)の各期間とする。

(事業所の所有事業者等)

第四条の四 条例第五条の八第二項に規定する当該事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該事業所が区分所有されている場合における当該事業所の管理組

換算したものが千五百キロリットル以上である事業所とする。

2 条例第五条の六に規定する特定エネルギーの供給に係る規則で定める事業所は、発電所とする。

(排出概況確認書の提出等)

第四条の二 条例第五条の六の規定による排出概況確認書の提出は、毎年度四月末日までに、別記第一号様式による温室効果ガス排出概況確認書提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する排出概況確認書を添えて行わなければならない。

2 条例第五条の六ただし書に規定する結果報告書を提出することとなる年度は、条例第七条の五第一項に規定する規則で定める日の属する年度とする。

合法人（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）（第四十七条第二項に規定する管理組合法人をいう。））

二 当該事業所が信託されている場合における当該信託の受益者

三 当該事業所を所有する事業者が特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（第一条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）である場合において、当該特別目的会社から、当該事業所の事業活動に伴う特定温室効果ガスの排出に係る主要な設備等の設置又は更新（以下この条において「設備更新等」という。）に係る業務を委託されたもの）

四 当該事業所が信託されている場合において、当該信託の受託者に対する当該事業所の設備更新等に係る指図の権限を当該信託の受益者から委託された者

五 当該事業所が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（第二条第二項に規定する特定事業の対象となつた事業所である場合における当該特定事業に係る同条第五項の選定事業者）

六 当該事業所の特定温室効果ガス排出量（次項の届出の日の属する年度の前年度の四月から当該届出の日の属する月の前月までの間で当該届出を行う者が選択する連続する十二箇月の特定温室効果ガス排出量とする。以下この号において同じ。）の五割以上を、当該事業所の使用に伴い排出している事業者（二以上の事業者）（当該事業所の特定温室効果ガス排出量の一割以上を、当該事業所の使用に伴い排出している事業者に限る。）が当該事業所の使用に伴い排出している特定温室効果ガス排出量の合計が五割以上である場合にあつては、当該二以上の事

業者（又は特定テナント等事業者。ただし、当該事業所を所有している事業者又は前各号若しくは次号に掲げる者と合わせて温室効果ガスの排出について責任を有する者となるときに限る。）

七 前各号に掲げるもののほか、当該事業所を所有している事業者との契約等により当該事業所の設備更新等の権限を有すると知事が認める者

2 条例第五条の八第二項の規定による事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者の届出は、別記第一号様式による所有事業者等届出書に、事業所を所有している事業者の同意書及び前項各号に定める要件に該当することを証する書類を添えて行わなければならない。

（特定温室効果ガスの排出の状況に関する届出）

第四条の五 条例第五条の八第二項に規定する規則で定める事項は、次の事項とする。

一 前年度の原油換算エネルギー使用量

二 前年度の特定温室効果ガス年度排出量

三 前二号の量の算定の基となる事業所の区域及び燃料等使用量監視点
（当該事業所で使用する燃料等の種類及び当該燃料等の種類ごとの使用量を監視する地点をいう。以下同じ。）

四 事業所の使用が開始された日

2 条例第五条の八第二項の規定による特定温室効果ガスの排出の状況に関する届出は、毎年度十月末日までに、別記第一号様式の二による指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書届出書に、知事が別に定める様式による指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書を添えて行わなければならない。

（指定地球温暖化対策事業所の指定等の通知）

第四条の六 条例第五条の八第四項の規定による通知は、指定地球温暖化対策事業所の指定の場合にあっては別記第一号様式の三による指定地球温暖化対策事業所指定通知書、特定地球温暖化対策事業所の指定の場合にあっては別記第一号様式の四による特定地球温暖化対策事業所指定通知書によるものとする。

(指定地球温暖化対策事業者の変更等)

第四条の七 条例第五条の九第一項の規定による変更の届出は、別記第一号様式の五による指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書によりななければならない。

2| 条例第五条の九第二項の規定による届出は、別記第一号様式の六による指定地球温暖化対策事業者変更届出書により行わなければならない。

3| 条例第五条の九第三項の規定による申請は、同項の届出に係る変更があつた日から六十日以内に、別記第一号様式の七による前事業者排出量把握申請書により行わなければならない。

4| 条例第五条の九第四項の規定による報告は、当該報告を求められた日から九十日以内に、別記第一号様式の八による前事業者排出量報告書提出書に、知事が別に定める様式による前事業者排出量報告書を添えて行わなければならない。

5| 知事は、前項の報告を受けたときは、当該報告の内容を、新事業者に対し通知するものとする。

(指定の取消し)

第四条の八 条例第五条の十第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までに、別記第一号様式の九による指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書に、同号のいずれかに該当する

ことを証する書類を添えて行わなければならない。

一 条例第五条の十第一項第一号に掲げる場合 同号の廃止又は休止の日から三十日を経過した日

二 条例第五条の十第一項第二号に掲げる場合 同号に該当した年度の十一月末日

三 条例第五条の十第一項第三号に掲げる場合 同号に該当した年度の十一月末日

2| 条例第五条の十第一項第二号に規定する規則で定める要件は、前年度の原油換算エネルギー使用量が千キロリットル未満であることとする。

3| 条例第五条の十第一項第三号に規定する規則で定める期間は、三箇年度とする。

4| 知事は、条例第五条の十第二項の規定により指定地球温暖化対策事業所又は特定地球温暖化対策事業所の指定を取り消したときは、当該指定地球温暖化対策事業所の指定地球温暖化対策事業者又は当該特定地球温暖化対策事業所の特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第一号様式の十による指定（特定）地球温暖化対策事業所指定取消通知書により通知するものとする。

（義務履行期限）

第四条の九 条例第五条の十一第一項各号列記以外の部分に規定する規則で定める日は、削減義務期間の終了の年度の翌年度の末日（条例第五条の十八の規定により削減義務期間の終了年度が変更された場合にあつては、同条の知事が認めただ日の翌日から起算して百八十日を経過した日）とする。

（振替可能削減量）

第四条の十 条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規

定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる振替可能削減量の種類に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 他の特定地球温暖化対策事業所における超過削減量 当該削減計画期間

二 都内削減量、都外削減量及び環境価値換算量 平成二十二年度から始まる削減計画期間にあつては当該削減計画期間、平成二十七年から始まる削減計画期間以降の削減計画期間にあつては直前の削減計画期間及び当該削減計画期間

三 前期超過削減量 直前の削減計画期間

四 その他削減量 平成二十二年度から始まる削減計画期間にあつては平成二十年度から平成二十六年まで、平成二十七年から始まる削減計画期間以降の削減計画期間にあつては直前の削減計画期間及び当該削減計画期間

2| 条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定する規則で定める換算率は、次の各号に掲げる振替可能削減量の種類に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 環境価値換算量並びに第四条の十三第一号及び第一号の量 百分の百五十

二 前号以外の振替可能削減量 百分の百

3| 条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定するウ及び力のうち規則で定める量は、都外削減量とする。

4| 条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定する規則で定める上限の量は、削減義務量に三分の一を上限として知事が別に定める値を乗じて得た量とする。

(超過削減量)

第四条の十一 条例第五条の十一第一項第二号アに規定する排出削減量のうち、規則で定める量を超過した量及び規則で定める上限の量は、削減義務期間の開始年度から超過削減量を算定する年度の前年度まで（以下この条において「超過削減量算定期間」という。）の各年度ごとに、基準排出量から特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量（基準排出量の二分の一を上限とする。）のうち、基準排出量に削減義務率を乗じて得た量を超過した量を、当該超過削減量算定期間において合計した量とする。
(環境価値換算量)

第四条の十二 条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める再生可能エネルギーは、太陽光、風力、水力、バイオマスを熱源とする熱及び地熱とする。ただし、当該再生可能エネルギーを原動力とする発電に用いられる場合にあつては、その規模、方法等について知事が別に定める発電に用いられる再生可能エネルギーに限る。

2 条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める方法により算定する量は、前項の再生可能エネルギーを変換して発電する設備による発電量から、当該発電のために使用した電力量及び当該発電のために補助的に使用した燃料による発電量を減じた量のうち、当該事業者がその電気等の環境価値を保有していると知事が認める量とする。

3 条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量は、前項の知事が認める量（千キロワット時で表した量をいう。）に、電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得た量とする。

(その他削減量)

第四条の十三 条例第五条の十一第一項第二号カに規定する規則で定める

ものは、次のとおりとする。

一 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）第一条第二項に規定する新エネルギー等電気相当量（規模、方法等）について知事が別に定める発電によるものに限る。）を前条第二項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量として算定した量

二 知事が認める機関が認証する電気等環境価値保有量（規模、方法等）について知事が別に定める発電によるものに限る。）を前条第二項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量として算定した量

（義務充当の失効）

第四条の十四 条例第五条の十一第三項に規定する規則で定める用途は、環境価値換算量に係る電気等の環境価値を電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）第六条の規定による基準利用量の減少へ利用することとする。ただし、同法第二条第一項に規定する電気事業者の発電所の削減義務の履行に充てた場合においては、この限りでない。

（特定温室効果ガス年度排出量等の検証）

第四条の十五 条例第五条の十一第四項に規定する規則で定める事項及び規則で定める基準は、別表第一の三のとおりとする。

（削減義務率）

第四条の十六 条例第五条の十二に規定する規則で定める区分ごとに定める平成二十二年度から始まる削減計画期間における削減義務率は、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合とする。

事業所の種類	割合
一 第一区分事業所（また	(-) 次に掲げる事業所
	百分の八

<p>コ 展示場</p> <p>ケ 美術館、博物館又は図書館</p> <p>ク 情報通信施設</p> <p>キ 社会福祉施設</p> <p>カ 病院その他の医療施設</p> <p>オ 学校その他の教育施設</p> <p>イ 官公庁の庁舎</p> <p>ウ 百貨店、飲食店その他の店舗</p> <p>エ 旅館、ホテルその他の宿泊施設</p>	<p>る用途が次に掲げる用途又はこれらに類する用途で構成される事業所及び熱供給事業所をいう。以下同じ。)</p> <p>ア 事務所（試験、研究、設計又は開発のためのものを含む。）又は営業所</p>
	<p>ア 熱供給事業所</p> <p>イ 熱供給事業所以外で、他人から供給された熱に係る原油換算エネルギー使用量がすべての燃料等に係る原油換算エネルギー使用量の二割未満であるもの</p>
	<p>百分の六</p>

<p> ㉑ 集会場又は会議場 ㉒ 結婚式場又は宴会場 ㉓ 映画館、劇場又は観 覧場 ㉔ 遊技場 ㉕ 体育館、競技場、水 泳プールその他の運動 施設 ㉖ 公衆浴場又は温泉保 養施設 ㉗ 遊園地、動物園、植 物園又は水族館 ㉘ 競馬場、競輪場、小 型自動車競走場又は モーターボート競走場 ㉙ 倉庫（冷凍倉庫又は 冷蔵倉庫を含む。） ㉚ トラックターミナル ㉛ 刑務所又は拘置所 ㉜ 斎場 ㉝ 駐車場 </p>		<p>百分の六</p>
<p>二 第二区分事業所（一以外の事業所をいう。以下同じ。）</p>		<p>百分の六</p>

（基準排出量）

第四条の十七 条例第五条の十三第一項第一号に規定する規則で定める期

間及び規則で定める方法により算定する量は、平成十四年度から平成十九年度までの間で特定地球温暖化対策事業者が選択する連続する三箇年度（当該三箇年度のうちに特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でない¹と知事が特に認める年度がある場合にあつては、当該年度を除く二箇年度）の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量とする。

2) 条例第五条の十三第一項第二号アに規定する規則で定める期間及び規則で定める方法により算定する量は、削減義務期間の開始の年度の四箇年度前の年度から前年度までの間で特定地球温暖化対策事業者が選択する連続する三箇年度（当該三箇年度のうちに特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でない¹と知事が特に認める年度がある場合にあつては、当該年度を除く二箇年度）の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量とする。

3) 条例第五条の十三第一項第二号イに規定する規則で定める方法により算定する量は、特定地球温暖化対策事業所の用途別に当該用途における特定温室効果ガス年度排出量に相当程度影響を与える事業活動の規模を表すものとして知事が別に定める床面積その他の指標（以下「排出活動指標」という。）の当該特定地球温暖化対策事業所における値（以下「排出活動指標値」という。）に、事業所の用途、規模等について当該特定地球温暖化対策事業所と同じ特性を有する事業所の標準的な排出活動指標の値一単位当たりの特定温室効果ガス年度排出量として知事が別に定める値（以下「排出標準原単位」という。）を乗じて得た量とする。

（基準排出量の決定の申請）

第四条の十八 条例第五条の十三第三項の規定による申請は、削減義務期間の開始年度の九月末日までに、別記第一号様式の十一による基準排出

量決定申請書に、知事が別に定める様式による基準排出量算定書及び算定の根拠となる資料を添えて行わなければならない。

2 条例第五条の十三第三項第三号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 特定地球温暖化対策事業者が前条第一項又は第二項の規定により選択した連続する三箇年度の各年度における特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量

二 排出活動指標値（条例第五条の十三第一項第二号の事業所の場合に限る。）

3 条例第五条の十三第四項の規定による通知は、別記第一号様式の十二による基準排出量決定通知書により行うものとする。

（事業所の用途変更等による基準排出量の変更）

第四条の十九 条例第五条の十四第一項に規定する規則で定める状況の変更のうち、熱供給事業所以外の特定地球温暖化対策事業所における状況の変更は、次に掲げる変更により特定温室効果ガス排出量が増加し、又は減少する量として知事が別に定める方法により算定される量の合計が特定地球温暖化対策事業所の基準排出量の百分の六以上となる変更とする。

一 特定地球温暖化対策事業所の床面積の増加又は減少

二 特定地球温暖化対策事業所の全部又は一部の用途が排出活動指標に定める用途のうち異なる用途になる変更

三 特定地球温暖化対策事業所における事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増加又は減少

2 条例第五条の十四第一項に規定する規則で定める状況の変更のうち、熱供給事業所における状況の変更は、当該熱供給事業所の熱を供給する

先の事業所の床面積（以下この条において「熱供給先面積」という。）が増加し、又は減少した面積が、当該特定地球温暖化対策事業所の知事が別に定める基準となる期間における熱供給先面積の平均の百分の六以上となる変更とする。

3| 条例第五条の十四第一項の規定による申請は、状況の変更があった日の属する年度（以下この条において「状況変更年度」という。）の翌年度の九月末日までに、別記第一号様式の十三による基準排出量変更申請書に、知事が別に定める様式による基準排出量変更算定書及び第一項各号又は前項の要件に該当することを証する書類を添えて行わなければならない。

4| 条例第五条の十四第二項に規定する規則で定める期間は、状況変更年度（状況の変更があった日の属する月が三月である場合にあつては、状況変更年度の翌年度。以下この項において同じ。）から当該状況変更年度の属する削減義務期間の終了する年度までとする。

5| 条例第五条の十四第二項に規定する規則で定める方法は、状況の変更があつた部分に係る次の各号に掲げるいずれかの方法により算定される量（状況変更年度にあつては、当該各号に掲げる量に、当該状況の変更があつた日の属する月の翌月から当該状況変更年度の三月までの月数（当該状況の変更のあつた日の属する月が二月である場合にあつては、一とする。）を十二で除して得た値を乗じて得た量に縮小した量とする。）の合計を、特定温室効果ガス排出量が増加する状況の変更の場合にあつては当該状況の変更の前の基準排出量に加え、特定温室効果ガス排出量が減少する状況の変更の場合にあつては当該状況の変更の前の基準排出量から減じて得た量を、当該状況の変更の後の基準排出量とする方法とする。

- 1 当該事業所の特定温室効果ガス年度排出量に相当程度影響を与える事業活動の規模を表すものとして知事が適切と認める指標の値一単位当たりの当該事業所における過去の特定温室効果ガス年度排出量に、当該状況の変更による当該指標の値の変更量を乗じて得た量
- 2 当該状況の変更のあった部分の用途に応じた排出標準原単位に、当該状況の変更による排出活動指標値の変更量を乗じて得た量
- 3 当該状況の変更のあった部分において実測した燃料等の使用の量に基づき算定した特定温室効果ガス年度排出量
- 4 当該状況の変更のあった部分の一部において実測した燃料等の使用の量に基づき知事が適切と認める方法により、その全部の特定温室効果ガス年度排出量を推計した量
- 6 条例第五条の第十四第三項の規定による通知は、別記第一号様式の十四による基準排出量変更決定（拒否）通知書により行うものとする。
- 7 知事は、条例第五条の第十四第一項の申請があった場合において、基準排出量を変更しないときは、当該申請に係る特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第一号様式の十四による基準排出量変更決定（拒否）通知書により通知するものとする。

（優良特定地球温暖化対策事業所に係る削減義務率）

第四条の二十 条例第五条の十五第一項の規定による申請は、毎年度九月末日までに、別記第一号様式の十五による優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策推進状況評価書を添えて行わなければならない。

2 条例第五条の十五第二項に規定する規則で定める期間は、同項の規定により知事が認めた年度から当該年度の属する削減義務期間の終了する年度（条例第五条の十五第一項の基準に適合しなくなったことを知事が

認められた場合にあつては、その認められた日の属する年度（までとする）。

3 条例第五条の十五第二項に規定する規則で定める値は、次に掲げる特定地球温暖化対策事業所の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準に適合する特定地球温暖化対策事業所（次号の事業所を除く。） 第四条の十六の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合の四分の三

二 地球温暖化の対策の推進の程度が極めて優れた事業所として知事が別に定める基準に適合する特定地球温暖化対策事業所 第四条の十六の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合の二分の一

4 知事は、条例第五条の十五第一項の基準に適合することを認め、又は認めないときは、特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第一号様式の十六による優良特定地球温暖化対策事業所認定（認定拒否）通知書により通知するものとする。

5 知事は、条例第五条の十五第一項の基準に適合しなくなったことを認めたとときは、特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第一号様式の十七による優良特定地球温暖化対策事業所認定取消通知書により通知するものとする。

（削減義務期間の変更等の通知）

第四条の二十一 知事は、条例第五条の十八の規定により、削減義務期間の終了年度及び削減義務量を変更したときは、別記第一号様式の十八による削減義務期間及び削減義務量変更通知書により通知するものとする。

（削減目標の設定）

第四条の二十二 条例第五条の二十四第一項の規定による削減目標の設定は、当該削減目標の設定の日の属する削減計画期間の終了年度を目標年度としなければならない。この場合において、当該目標年度に加えて、当該目標年度より後の年度を目標年度とすることを妨げない。

(地球温暖化対策計画書)

第四条の二十三 条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出は、毎年度十一月末日(指定地球温暖化対策事業所の指定があつた年度にあつては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日)までに、別記第一号様式の十九による地球温暖化対策計画書提出書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策計画書を添えて行わなければならない。

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第四条の三 条例第六条第一項に規定する規則で定める計画期間は、同項の規定による地球温暖化対策計画書の案にあつては条例第五条の六の規定により排出概況確認書を提出し、又は条例第七条の五第一項の規定により結果報告書を提出することとなる日(結果報告書の提出にあつては、四月一日から六月三十日までとなる場合に限る。)、条例第六条第三項の規定による地球温暖化対策計画書の案にあつては当該地球温暖化対策計画書の案を提出した日の属する年度から五箇年度とする。

2 条例第六条第一項の規定による地球温暖化対策計画書の案の提出は、計画期間の初年度の八月末日までに、別記第一号様式の二による地球温暖化対策計画書案提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する地球温暖化対策計画書の案を添えて行わなければならない。

3 条例第六条第三項の規定による地球温暖化対策計画書の案の提出は、五月一日から十一月末日までに、別記第一号様式の二による地球温暖化対策計画書案提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する地球温暖化対策計画書の案を添えて行わなければならない。

4 条例第六条第五項の規定による地球温暖化対策計画書の提出は、同条第一項の規定により地球温暖化対策計画書の案を提出した者にあつては計画期間の初年度の十二月末日までに、同条第三項の規定により地球温暖化対策計画書の案を提出した者にあつては計画期間の初年度の三月末日までに、別記第一号様式の三による地球温暖化対策計画書提出書に、

(統括管理者等の選任)

第四条の二十四 条例第六条の二第一項の規定による統括管理者の選任及び同条第二項の規定による技術管理者の選任は、選任すべき事由が発生した日から九月以内に選任しなければならない。

2) 条例第六条の二第一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

一 地球温暖化の対策に係る業務を統括する部署に所属し、地球温暖化の対策の実施に関する決定の権限及び責任を有すること。

二 知事が実施する地球温暖化対策計画書の作成等に関する講習会又は知事が指定した講習会を修了すること。

3) 条例第六条の二第二項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

一 次に掲げるいずれかに該当する者であること。

ア 建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)第一条第二項に規定する一級建築士

イ 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第二条第一項に規定する技術士(同法第三十二条第一項の規定により合格した第二次試験

地球温暖化対策指針に基づき作成する地球温暖化対策計画書を添えて行わなければならない。

5) 条例第六条第六項の規定による指導及び助言をする必要がないと認められる旨の通知は、同条第一項の規定により地球温暖化対策計画書の案を提出した者に対しては計画期間の初年度の十一月末日までに、同条第三項の規定により地球温暖化対策計画書の案を提出した者に対しては計画期間の初年度の二月末日までに、別記第一号様式の四による地球温暖化対策計画認定通知書により行つものとする。

の技術部門が建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門、環境部門又は総合技術監理部門（第二次試験の選択科目として建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門又は環境部門を選択した場合に限る。）として登録を受けている者

ウ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。）第九条第一項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者

エ 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十八に規定する建築設備士

オ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条第一項の規定による技術検定のうち一級の建築施工管理技術検定、電気工事施工管理技術検定又は管工事施工管理技術検定に合格した者

二 エネルギーの使用の合理化に係る診断の具体的項目に応じて、他の者の空調調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備、給排水衛生設備等の稼働状況及びエネルギー使用量について次に掲げる調査及び分析を行い、これらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化を図るために設備又は機器の導入、改修及び運用改善についての提案を行うことができる者であること。

ア 過去三年間のエネルギー消費実績、光熱水費実績並びに設備の保有及び稼働状況の調査

イ 設備及び機器ごとのエネルギー消費量の実績の調査又は推計

ウ エネルギー消費量に関する基準となる量の推定

エ 設備及び機器の導入、改修及び運用改善に伴うエネルギーの使用の合理化の量の推計

オ 設備及び機器の導入、改修及び運用改善に伴う必要投資額の推定

三 知事が実施する地球温暖化対策計画書の作成等に関する講習会又は知事が指定した講習会を修了した者であること。

(特定テナント等事業者)

第四条の二十五 条例第七条第二項に規定する規則で定めるテナント等事業者は、当該テナント等事業者が当該指定地球温暖化対策事業所において使用する事務所、営業所等(以下「特定テナント等事業所」という。)について、毎年度五月末日における状況が次に掲げるもののいずれかであるテナント等事業者(指定地球温暖化対策事業者を除く。)とする。

一 五千平方メートル以上の床面積を使用して事業活動を行っていること。

二 前年度の六月一日からの一年間の電気(再生可能エネルギーを交換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給)電気事業法第二条第一項第十五号の託送供給を除く。)を受けたものを除く。)の使用量が六百万キロワット時以上となる事業活動を行っていること。

(特定テナント等事業者の計画書の提出)

第四条の二十六 条例第七条第五項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 計画期間
- 二 地球温暖化の対策の推進に係る目標
- 三 前号の目標を達成するための措置の計画及び実施状況
- 四 特定テナント等地球温暖化対策計画書を提出する年度の前年度の特
定温室効果ガス年度排出量及びその他ガス年度排出量
- 五 その他地球温暖化の対策に関する事項

2| 条例第七条第五項の規定による特定テナント等地球温暖化対策計画書

の提出は、毎年度十一月末日までに、別記第一号様式の二十による特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書に、知事が別に定める様式による特定テナント等地球温暖化対策計画書を添えて行うものとする。

(排出状況報告書の提出)

第四条の四 条例第七条の二第一項の規定による排出状況報告書の提出は、毎年度六月末日までに、別記第一号様式の五による温室効果ガス排出状況報告書提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する排出状況報告書を添えて行わなければならない。

(中間報告書の提出等)

第四条の五 条例第七条の三第一項に規定する規則で定める年度は、計画期間の第三年度とする。

2 条例第七条の三第一項の規定による中間報告書の提出は、前項の年度の六月末日までに、別記第一号様式の六による地球温暖化対策中間報告書提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する中間報告書を添えて行わなければならない。

3 条例第七条の三第六項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置
- 二 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標
- 三 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施時期

4 条例第七条の三第六項の規定による変更後の地球温暖化対策計画書の提出は、第一項の年度の十二月末日までに、別記第一号様式の七による地球温暖化対策計画書変更提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する変更後の地球温暖化対策計画書を添えて行わなければならない。

(計画の中止の申請)

第四条の六 条例第七条の四第一項に規定する規則で定める計画書提出事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

一 事業活動の縮小により条例第七条の四第一項に規定する中止の申請をしようとする年度の前年度まで三箇年度連続して第四条第一項に規定する要件に該当しなかつた事業者

二 事業活動の廃止により条例第七条の四第一項に規定する中止の申請をしようとする年度において第四条第一項に規定する要件に該当しなくなる事が確実な事業者

三 事業活動の内容の変更に伴い温室効果ガスの排出に係る施設、設備等の状況が著しく変更されたことにより、地球温暖化対策計画書に掲げる地球温暖化の対策を実施することができなくなつた事業者

2 条例第七条の四第一項の規定による申請は、別記第一号様式の八による地球温暖化対策計画中止申請書に、前項各号のいずれかに該当することを証する書面を添えて行わなければならない。

3 条例第七条の四第三項の規定による通知は、別記第一号様式の九による地球温暖化対策計画中止承認通知書により行うものとする。

(結果報告書の提出)

第四条の七 条例第七条の五第一項に規定する規則で定める日は、計画期間の終了の場合にあっては当該終了の年度の翌年度の六月末日、条例第七条の四第三項の規定による通知を受けた場合にあっては当該通知を受けた日の翌日から起算して九十日を経過した日とする。

2 条例第七条の五第一項の規定による結果報告書の提出は、別記第二号様式による地球温暖化対策結果報告書提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する結果報告書を添えて行わなければならない。

(事業者による地球温暖化対策計画の公表等)

(事業者による地球温暖化対策計画の公表等)

第五条 条例第八条第一項の規定による公表の内容は、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 削減義務量及び基準排出量
- 二 計画期間
- 三 条例第五条の二十四第一項の削減目標及び当該削減目標を達成するための措置の計画及び実施状況
- 四 前年度における特定温室効果ガス年度排出量及びその他ガス年度排出量
- 五 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化の対策の推進に係る重要な事項（経営に関する事項その他公表することにより指定地球温暖化対策事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項を除く。）

2 条例第八条第一項の規定による公表は、地球温暖化対策計画書を提出した日の属する年度の翌年度から起算して五箇年度の終了する日まで行うものとする。ただし、知事が特に認めた場合は、これによらないことができる。

3 条例第八条第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）

第五条 条例第八条第一項の規定による公表の内容は、次の表の上欄に掲げる規定による公表の区分に応じ、当該下欄に掲げる事項を含むものとする。

条例第八条第一項第一号	一 温室効果ガスの排出の概況 二 前号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項
条例第八条第一項第二号及び第五号	一 温室効果ガスの排出の状況 二 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標 三 前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項
条例第八条第一項第三号	一 温室効果ガスの排出の状況 二 前号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項
条例第八条第一項第四号及び第六号	一 温室効果ガスの排出の状況 二 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況及び目標の達成状況 三 前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項

2 条例第八条第一項の規定による公表の内容は、経営に関する事項その他公表することにより地球温暖化対策事業者又は計画書提出事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項を含むものとする。

3 条例第八条第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境

第二条第四項の環境報告書をいう。以下同じ。）への掲載、指定地球温暖化対策事業者の事業所における備え置き又は揭示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第二条第四項の環境報告書をいう。以下同じ。）への掲載、地球温暖化対策事業者又は計画書提出事業者の事業所における備え置き又は揭示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

4 条例第八条第一項の規定による公表は、次の各号に掲げる規定による公表の区分に応じ、当該各号に定める日まで行うものとする。ただし、知事が特に認めた場合はこれによらないことができる。

一 条例第八条第一項第一号 排出概況確認書を提出した年度の十二月末日

二 条例第八条第一項第二号、第四号及び第五号 計画期間の終了日

三 条例第八条第一項第三号 排出状況報告書を提出した年度の翌年度の六月末日

四 条例第八条第一項第六号 計画期間の終了の場合にあつては結果報告書を提出した年度の十二月末日、条例第七条の四第三項の規定による通知を受けた場合にあつては結果報告書を提出した日の翌日から起算して百八十日を経過した日

（知事による地球温暖化対策計画の公表等）

第五条の二 前条第一項及び第二項の規定は、条例第八条第二項の規定による公表の内容について準用する。

（知事による地球温暖化対策計画の公表等）

第五条の二 条例第八条第二項の規定による公表の内容は、次に掲げる事項とする。

一 計画期間

二 条例第五条の二十四第一項の削減目標及び当該削減目標を達成するための措置の計画及び実施状況

三 前年度における特定温室効果ガス年度排出量その他条例第五条の十

一 第一項の義務の履行に関する事項及びその他ガス年度排出量

四 前三号に掲げるもののほか、地球温暖化対策計画書に記載する事項

(経営に関する事項その他公表することにより指定地球温暖化対策事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。)

2 条例第八条第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 知事が別に定める日及び時間における東京都環境局(以下「環境局」という。)での閲覧
- 二 インターネットの利用による公表

(地球温暖化対策計画書の評価の公表)

第五条の三 条例第八条の二第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧
- 二 インターネットの利用による公表

(削減義務量の加重)

第五条の四 条例第八条の五第一項第一号に規定する規則で定める値は、

2 条例第八条第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 東京都環境局(以下「環境局」という。)での閲覧
- 二 インターネットの利用による公表
- 三 その他知事が必要と認める方法

(地球温暖化対策計画書等の評価)

第五条の三 条例第八条の二第二項の規定による評価の内容の通知は、別記第二号様式の二による地球温暖化対策評価通知書により行うものとする。

2| 条例第八条の二第三項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 環境局での閲覧
- 二 インターネットの利用による公表
- 三 その他知事が必要と認める方法

3 条例第八条の二第三項の規定による公表は、同条第一項の規定による通知を行った日の翌日から起算して三十日を経過した日から計画期間の終了する年度の翌年度の末日までの間行うものとする。

十分の三とする。

(検証機関等の登録の区分)

第五条の五 条例第八条の六第一項の規則で定める区分は、次に掲げるとおりとする。

- 一 特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量の検証（条例第五条の十三第一項第一号の事業所を対象とするものに限る。）（以下「特定温室効果ガス年度排出量等の検証」という。）
- 二 基準排出量の検証及び条例第五条の十三第一項第一号アに規定する知事が別に定める基準（以下「対策推進基準」という。）への適合の検証
- 三 その他ガス削減量の検証
- 四 電気等環境価値保有量の検証
- 五 条例第五条の十五第一項に規定する知事が別に定める基準（以下「優良事業所基準」という。）への適合の検証（第一区分事業所の検証に限る。）
- 六 優良事業所基準への適合の検証（第二区分事業所の検証に限る。）

(検証機関の登録の申請)

第五条の六 条例第八条の七第一項の規定による申請は、別記第二号様式による検証機関登録申請書により行わなければならない。

2) 条例第八条の七第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 検証機関登録申請者が条例第八条の九第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 二 検証機関登録申請者が置いた条例第八条の十三第一項の検証主任者が第五条の十一第一項各号に掲げる登録区分ごとに、当該各号に掲げ

- る者に該当する者であることを証する書面
- 三 検証機関登録申請者が条例第八条の十三第三項各号の措置を実施していることを証する書面
- 四 検証機関登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書
- 五 検証機関登録申請者が個人である場合にあつては、検証機関登録申請者（当該検証機関登録申請者が検証業務に関して成年者と同じの能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該検証機関登録申請者及びその法定代理人）の住民票の写し又はこれに代わる書面
- 六 営業所の名称及び所在地を記載した書面
- 七 検証機関登録申請者（検証機関登録申請者が法人である場合にあつてはその役員、検証業務に関して成年者と同じの能力を有しない未成年者である場合にあつては当該検証機関登録申請者及びその法定代理人）の略歴を記載した書面
- 3| 知事は、前項に定めるもののほか、検証機関登録申請者に対し、次に掲げる者に係る住民票の写し又はこれに代わる書面の提出を求めることができる。
 - 一 検証機関登録申請者が法人である場合にあつては、その役員（当該役員が検証業務に関して成年者と同じの能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該役員及びその法定代理人）
 - 二 検証機関登録申請者が選任した検証主任者
- 4| 第二項第一号の誓約する書面は、別記第二号様式の二による検証機関登録申請者誓約書によるものとする。
- 5| 第二項第七号の書面は、別記第二号様式の三による検証機関登録申請者略歴書によるものとする。

（登録検証機関登録簿等）

第五条の七 条例第八条の八第一項の規定による登録は、別記第二号様式の四による登録検証機関登録簿により行うものとする。

2 条例第八条の八第一項第三号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 検証業務を行う都内の営業所の名称及び所在地
- 二 検証主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- 三 登録検証機関が法人である場合にあっては、その役員の氏名
- 四 登録検証機関が検証業務に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所

3 条例第八条の八第二項の規定による当該申請者への通知は、別記第二号様式の五による登録検証機関登録通知書により行うものとする。

4 条例第八条の八第三項の規定による登録検証機関登録簿の閲覧は、知事が別に定める日及び時間において、環境局で行うものとする。

(登録拒否通知書)

第五条の八 条例第八条の九第二項の規定による通知は、別記第二号様式の六による検証機関登録拒否通知書により行うものとする。

(登録事項変更の届)

第五条の九 条例第八条の十第一項の規定による変更の届出は、別記第二号様式の七による検証業務営業所名称等変更届に、営業所の所在地の変更の場合にあっては、変更後の営業所の所在地を記載した書面を添えて、行わなければならない。

2 条例第八条の十第二項の規定による変更の届出は、別記第二号様式の八による登録検証機関登録事項変更届により行わなければならない。

3 前項の届出が次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる

書類を前項の登録検証機関登録事項変更届に添付しなければならない。

一 条例第八条の七第一項第一号に掲げる事項の変更 登録検証機関が個人である場合にあつては住民票の写し、法人である場合にあつては登記事項証明書

二 条例第八条の七第一項第四号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに第五条の六第二項第一号及び第七号の書面

三 条例第八条の七第一項第五号に掲げる事項の変更 第五条の六第二項第一号、第五号及び第七号の書面

四 条例第八条の七第一項第六号に掲げる検証主任者の変更 第五条の六第二項第一号の書面

4 第五条の六第三項の規定は、前項の変更について準用する。

(廃業等の届)

第五条の十 条例第八条の十一第一項の規定による届出は、別記第二号様式の九による登録検証機関廃業等届により行わなければならない。

2 条例第八条の十一第二項の規定による届出は、別記第二号様式の十による登録検証機関検証業務廃止等届により行わなければならない。

(検証主任者)

第五条の十一 条例第八条の十三第一項に規定する検証業務を行う能力を有する者として登録区分ごとに規則で定めるものは、次に掲げる登録区分に応じ、当該各号に掲げる者として、別に定めるところによる知事への申請に基づき登録が有効期間内にある者とする。

一 特定温室効果ガス年度排出量等の検証 特定温室効果ガス年度排出量等の検証の業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、検証主任者の登録の申請の日(以下この条において「申請日」という。)前三年間以内に合計十件以上あり、かつ、

知事が実施する特定温室効果ガス年度排出量等の検証の業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者

二 基準排出量の検証及び対策推進基準への適合の検証 基準排出量の検証及び対策推進基準への適合の検証の業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、申請日前三年間以内に合計十件以上あり、若しくはエネルギーの使用の合理化又は温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言又は性能検証の業務に合計一年以上従事している者のうち、知事が実施する基準排出量の検証業務及び対策推進基準への適合の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者

三 その他ガス削減量の検証 その他ガス削減量の検証業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、申請日前三年間以内に合計三件以上あり、かつ、知事が実施するその他ガス削減量の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者

四 電気等環境価値保有量の検証 電気等環境価値保有量の検証業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、申請日前三年間以内に合計十件以上あり、かつ、知事が実施する電気等環境価値保有量の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者

五 優良事業所基準への適合の検証（第一区分事業所の検証に限る。）
第一区分事業所に対する優良事業所基準への適合の検証業務又はエネルギーの使用の合理化若しくは温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言若しくは性能検証の業務に合計三年以上従事している者のうち、優良事業所基準への適合の検証業務に関する講習会又は知

事が指定する講習会を修了し、かつ、建築士法第十条の二第四項に規定する設備設計一級建築士又は第四条の二十四第三項第一号イからエまでのいずれかに該当する者（同号イに該当する者のうち、第二次試験の技術部門が建設部門、環境部門又は総合技術監理部門（第二次試験の選択科目として建設部門又は環境部門を選択した場合に限る。）である者を除く。）

六 優良事業所基準への適合の検証（第二区分事業所の検証に限る。）

第二区分事業所に対する優良事業所基準への適合の検証業務又はエネルギーの使用の合理化若しくは温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言若しくは性能検証の業務に合計三年間以上従事している者のうち、優良事業所基準への適合の検証業務に関する講習会又は知事が指定した講習会を修了し、かつ、建築士法第十条の二第四項に規定する設備設計一級建築士又は第四条の二十四第三項第一号イからエまでのいずれかに該当する者（同号イに該当する者のうち、第二次試験の技術部門が建設部門、環境部門又は総合技術監理部門（第二次試験の選択科目として建設部門又は環境部門を選択した場合に限る。）である者を除く。）

2) 条例第八条の十三第一項に規定する規則で定める人数は、一名とする。

（検証業務の実施方法）

第五条の十二 条例第八条の十四第二項に規定する規則で定める方法は、次に定めるとおりとする。

- 一 検証実施に当たり事前に検証計画を作成すること。
- 二 検証主任者以外の者が検証業務に従事する場合にあっては、当該者に、前条第一項各号に規定する知事が実施する当該検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了させること。

- 三 優良事業所基準への適合の検証において実地調査を行う場合にあっては、検証主任者を一名以上当該調査に立ち合わせる。
 - 四 検証の結論の決定は、書類調査又は実地調査により得られる適正な証拠に基づいて行う。
 - 五 自らの検証業務規程に定める検証業務の実施方法に反しないこと。
 - 六 前各号に定めるもののほか、知事が別に定める検証業務の実施方法に係る指針に基づき検証業務を実施すること。
- 2| 条例第八条の十四第四項に規定する登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者として規則で定めるものは、次に掲げる者とする。
- 一 当該登録検証機関
 - 二 当該登録検証機関が株式会社である場合における親株式会社（当該登録検証機関を子会社とする株式会社をいう。）
 - 三 役員又は職員（検証業務を行う日の前二年間にそのいずれかであった者を含む。次号において同じ。）が当該登録検証機関の役員に占める割合が二分の一を超える事業者
 - 四 役員又は職員のうち当該登録検証機関（法人であるものを除く。）又は当該登録検証機関の代表権を有する役員が含まれている事業者
 - 五 当該登録検証機関との取引関係その他の利害関係が検証業務に影響を及ぼすおそれがある事業者として知事が別に定めるもの

（検証業務規程の届出）

第五条の十三 条例第八条の十六第一項の規定による届出は、検証業務規程を定めた場合にあつては当該検証業務規程に基づく検証業務の開始の日の一週間前までに、検証業務規程を変更しようとする場合にあつては当該変更後の検証業務規程に基づく検証業務の開始の日の一週間前まで

に別記第二号様式の十一による検証業務規程届出書に、検証業務規程(変更の場合にあつては、変更後のもの)を添えて、行わなければならない。
2 条例第八条の十六第二項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 検証業務の実施及び管理の方法に関する事項
- 二 検証業務の対象となる事業所等の場所に関する事項
- 三 検証業務の料金に関する事項
- 四 検証業務を実施する者並びに検証業務の管理及び精度の確保を行う者の選任、解任及び配置に関する事項
- 五 検証業務に関する秘密の保持に関する事項
- 六 検証業務に関する書類の保存に関する事項
- 七 財務諸表等の備置き及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項
- 八 前各号に定めるもののほか、検証業務に関し必要な事項

(帳簿の記録、資料等)

第五条の十四 条例第八条の十七に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 検証業務を行った年月日
- 二 検証業務の対象とした事業所等の名称及び所在地
- 三 検証業務を行った検証主任者の氏名
- 四 検証業務の登録区分

2 条例第八条の十七に規定する規則で定める資料は、次に掲げるものとす。

- 一 検証業務に関する契約書

二 検証結果報告書

三 購買伝票その他の燃料等の使用の状況を証する書類（検証業務の対象となる事業所等が都外にあるものに限る。）

四 前三号に関連する資料

3| 条例第八条の十七の規定による帳簿及び資料の保存方法は、記載の日から七年間、営業所ごとに当該帳簿及び当該帳簿に係る前項の資料を保存する方法とする。

（登録の取消し又は営業の停止）

第五条の十五 条例第八条の十九第一項の規定による登録検証機関の登録の取消しは、別記第二号様式の十二による登録検証機関登録取消通知書の交付により行うものとする。

2| 条例第八条の十九第一項の規定による検証業務の全部又は一部の停止命令は、別記第二号様式の十三による登録検証機関業務停止命令書の交付により行うものとする。

（公示事項）

第五条の十六 条例第八条の二十二に規定する規則で定める事項は、次の表の上欄の区分に応じ、当該下欄に掲げる事項とする。

条例第八条の八第一項の規定による登録をしたとき。	一 登録検証機関の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 検証業務を行う営業所の名称及び所在地 三 登録年月日、登録番号及び登録区分
条例第八条の十第一項の規定による届出が	一 当該届出に係る登録検証機関の登録番号、登録区分及び氏名（法人にあつては、

<p>あつたとき。</p>	<p>名称及び代表者の氏名)</p> <p>二 変更の前後の営業所の名称及び所在地</p> <p>三 変更する年月日</p>
<p>条例第八条の十一第一項の規定による届出があつたとき。</p>	<p>一 当該届出に係る登録検証機関の登録番号、登録区分及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>二 条例第八条の十一第一項各号のうち該当する届出の事由</p> <p>三 廃業等の年月日</p>
<p>条例第八条の十一第二項の規定による届出があつたとき。</p>	<p>一 当該届出に係る登録検証機関の登録番号、登録区分及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>二 休止し、又は廃止する検証業務の範囲</p> <p>三 休止の期間(休止する場合に限る。)</p> <p>四 廃止の年月日(廃止する場合に限る。)</p>
<p>第八条の十九第一項の規定により登録検証機関の登録を取り消したとき。</p>	<p>一 登録を取り消した登録検証機関の登録番号、登録区分及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>二 登録を取り消した理由</p> <p>三 取消しの年月日</p>
<p>第八条の十九第一項の規定により検証業務の全部又は一部の停止を命じたとき。</p>	<p>一 検証業務の停止を命じた登録検証機関の登録番号、登録区分及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>二 停止する検証業務の範囲</p> <p>三 検証業務の停止を命じた理由</p>

四 停止の期間

(地球温暖化対策報告書の作成等)

第五条の十七 条例第八条の二十三第一項に規定する温室効果ガス排出量が相当程度の範囲にあるものとして規則でその規模の上限及び下限を定める事業所等は、その事業所等における前年度の原油換算エネルギー使用量が、三十キロリットル以上千五百キロリットル未満の事業所等(指定地球温暖化対策事業所及び特定テナント等事業所を除く。)とする。

2 条例第八条の二十三第一項に規定する規則で定める要件は、その設置している事業所等のうち、前項の要件に該当するすべての事業所等の前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が三千キロリットル以上であることとする。

3 前項の場合において、事業所等の前年度の原油換算エネルギー使用量が不明であるものとして地球温暖化対策指針に定める要件に該当するときは、地球温暖化対策指針に定める方法により算定した値を当該事業所等の前年度の原油換算エネルギー使用量とみなす。

4 条例第八条の二十三第一項に規定する規則で定める温室効果ガスは、事業所等において排出される二酸化炭素(住居の用に供する部分で排出されるもの及び自動車、鉄道、船舶、航空機の運行又は運航に伴い排出されるものを除き、燃料等、水道(水道法(昭和三十二年法律第七十七号)(第三条第一項の水道をいう。以下同じ。)(若しくは工業用水道(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)(第二条第三項の工業用水道をいう。以下同じ。))の使用又は公共下水道(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)(第二条第三号の公共下水道をいう。以下同じ。))への排水に伴って排出されるものに限る。)とす。

(連鎖化事業における温室効果ガスの排出に関する事項)

第五条の十八 条例第八条の二十三第一項に規定する定型的な約款(当該約款において遵守すべきと規定されている当該約款以外の規程を含む。)において、加盟者が設置している事業所等における温室効果ガスの排出に關し定める事項は、当該加盟者から当該事業所等における燃料等の使用の状況に關する報告を受けることができ、かつ、次のいずれかの事項が指定されていることとする。

- 一 加盟者が用いる空気調和設備の機種、性能又は使用方法
- 二 加盟者が用いる冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法
- 三 加盟者が用いる照明器具の機種、性能又は使用方法
- 四 加盟者が用いる調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法

(地球温暖化対策報告書の提出)

第五条の十九 条例第八条の二十三第一項本文及び第二項の規定による地球温暖化対策報告書の提出は、毎年度八月末日までに、別記第二号様式の十四による地球温暖化対策報告書提出書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策報告書を添えて行わなければならない。

(地球温暖化対策事業者による地球温暖化対策報告書の公表)

第五条の二十 条例第八条の二十四第一項の規定による公表の内容は、事業所等ごとに、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 第五条の十七第四項の温室効果ガスの前年度の排出量
- 二 地球温暖化の対策の取組状況
- 三 前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項(経営に關する事項その他公表することにより地球温暖化対策事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は

保安上重大な影響を与える事項を除く。）

2) 条例第八条の二十四第一項の規定による公表は、地球温暖化対策報告書を提出した日の属する年度の翌年度から起算して三箇年度の終了する日まで行うものとする。ただし、知事が特に認めた場合は、これによらないことができる。

3) 条例第八条の二十四第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、地球温暖化対策事業者の都内における主たる事務所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

(知事による地球温暖化対策報告書の公表等)

第五条の二十一 条例第八条の二十四第二項の規定による公表の内容は、事業所等ごとに、次に掲げる事項とする。

- 一 第五条の十七第四項の温室効果ガスの前年度の排出量
- 二 地球温暖化の対策の取組状況
- 三 前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項(経営に関する事項その他公表することにより地球温暖化対策事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。)

2) 条例第八条の二十四第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧
- 二 インターネットの利用による公表

(特定エネルギー及び特定エネルギー供給事業者)

第五条の二十二 (現行のとおり)

2) 条例第九条の二第一項に規定する規則で定める事業者は、電気事業法

(特定エネルギー及び特定エネルギー供給事業者)

第五条の四 (略)

2) 条例第九条の二第一項に規定する規則で定める事業者は、電気事業法

第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者とする。

(エネルギー環境計画書の提出等)

第五条の二十三 条例第九条の三の規定によるエネルギー環境計画書の提出は、毎年度七月末日までに、別記第二号様式の十五によるエネルギー環境計画書提出書に、エネルギー環境計画指針に基づき作成するエネルギー環境計画書を添えて行わなければならない。

2 (現行のとおり)

(エネルギー状況報告書の提出等)

第五条の二十四 条例第九条の五の規定によるエネルギー状況報告書の提出は、毎年度六月末日までに、別記第二号様式の十六によるエネルギー状況報告書提出書に、エネルギー環境計画指針に基づき作成するエネルギー状況報告書を添えて行わなければならない。

2 (現行のとおり)

第五条の二十五 (現行のとおり)

(知事によるエネルギー環境計画書等の公表)

第五条の二十六 (現行のとおり)

2 条例第九条の六第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧
- 二 インターネットの利用による公表

第六条から第十三条の四まで (現行のとおり)

(特定家庭用機器)

第十三条の五 条例第二十五条の四第一項に規定する規則で定める家庭用

(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者とする。

(エネルギー環境計画書の提出等)

第五条の五 条例第九条の三の規定によるエネルギー環境計画書の提出は、毎年度七月末日までに、別記第二号様式の三によるエネルギー環境計画書提出書に、エネルギー環境計画指針に基づき作成するエネルギー環境計画書を添えて行わなければならない。

2 (略)

(エネルギー状況報告書の提出等)

第五条の六 条例第九条の五の規定によるエネルギー状況報告書の提出は、毎年度六月末日までに、別記第二号様式の四によるエネルギー状況報告書提出書に、エネルギー環境計画指針に基づき作成するエネルギー状況報告書を添えて行わなければならない。

2 (略)

第五条の七 (略)

(知事によるエネルギー環境計画書等の公表)

第五条の八 (略)

2 条例第九条の六第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 環境局での閲覧
- 二 インターネットの利用による公表
- 三 その他知事が必要と認める方法

第六条から第十三条の四まで (略)

(特定家庭用機器)

第十三条の五 条例第二十五条の四第一項に規定する規則で定める家庭用

電気機器等は、未使用の機械器具で、省エネ法第七十九条第一項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するものうち、次に掲げるものとする。

一から三まで (現行のとおり)

第十三条の六から第十四条まで (現行のとおり)

(加入努力義務に係る熱源機器の規模)

第十五条 条例第二十七条に規定する規則で定める規模は、一の建築物に設置され、又は設置されることが予定されているボイラー、冷凍機又は熱交換器を通常の状態で運転する場合において使用される一日当たりの燃料等の量を別表第一の四に掲げる方法により重油の量に換算したものの合計が三百リットルであるものとする。

第三章 自動車に起因する環境への負荷の低減の取組及び公害対策

第十六条から第十六条の三まで (現行のとおり)

(燃費性能)

第十六条の四 条例第三十四条第一項に規定するエネルギーの消費量との対比における自動車の性能として規則で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 揮発油若しくは軽油を燃料とする自動車又は液化石油ガスを燃料とする自動車(省エネ法第八十条第一号に規定する特定機器のエネルギー消費効率のうち自動車に係るものが定められているものに限る。)
- 当該エネルギー消費効率の値

電気機器等は、未使用の機械器具で、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。)第七十九条第一項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するものうち、次に掲げるものとする。

一から三まで (略)

第十三条の六から第十四条まで (略)

(加入努力義務に係る熱源機器の規模)

第十五条 条例第二十七条に規定する規則で定める規模は、一の建築物に設置され、又は設置されることが予定されているボイラー、冷凍機又は熱交換器を通常の状態で運転する場合において使用される一日当たりの燃料等の量を別表第一に掲げる方法により重油の量に換算したものの合計が三百リットルであるものとする。

第三章 自動車公害対策

第十六条から第十六条の三まで (略)

二 前号の燃料以外のものを燃料とする自動車又は液化石油ガスを燃料とする自動車（省工本法第八十条第一号に規定する特定機器のエネルギー消費効率のうち自動車に係るものが定められているものを除く。）
当該エネルギー消費効率の算定方法に準じて算出された当該エネルギー消費効率に相当する値

（低公害・低燃費車の導入義務者の規模）

第十七条（現行のとおり）

2（現行のとおり）

3 条例第三十五条に規定する規則で定める割合は、同条に規定する低公害・低燃費車のうち排出ガスを発生しないか、又は排出ガスの発生量が特に少なく、かつ、燃費性能が特に高いものとして知事が別に定める自動車に換算した場合において、五パーセントとする。

（環境情報の事項）

第十八条 条例第四十七条に規定する規則で定める事項は、燃料の種類及び二酸化炭素の排出量とする。

2 条例第四十七条の規定により書面等に記載し、及び新車の購入者に説明する排出ガスの量は、次に掲げる物質の量とする。

一（現行のとおり）

二 非メタン炭化水素

三（現行のとおり）

四 粒子状物質（軽油を燃料とする自動車及びガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車に限る。）

五（現行のとおり）

（低公害車の導入義務者の規模）

第十七条（略）

2（略）

3 条例第三十五条に規定する規則で定める割合は、低公害車（条例第三十五条に規定する知事が別に定める自動車をいう。以下同じ。）のうち排出ガスを発生しないか、又は排出ガスの発生量が特に少ないものとして知事が別に定める自動車に換算した場合において、五パーセントとする。

（環境情報の事項）

第十八条 条例第四十七条に規定する規則で定める事項は、燃料の種類、燃料消費率及び二酸化炭素の排出量とする。

2 条例第四十七条の規定により書面等に記載し、及び新車の購入者に説明する自動車排出ガスの量は、次に掲げる物質の量とする。

一（略）

二 炭化水素

三 非メタン炭化水素（天然ガスを燃料とする自動車に限る。）

四（略）

五 粒子状物質（軽油を燃料とする自動車に限る。）

六（略）

3 (現行のとおり)

4 条例第四十七条の規定により書面等に記載し、及び新車の購入者に説明する燃費性能並びに第二項に規定する排出ガスの量及び前項に規定する騒音の大きさの値にあっては次のいずれかの値と、第一項に規定する二酸化炭素の排出量にあっては告示で定める燃費性能から求める方法により算定した値とする。

- 一 道路運送車両法第七十五条の規定による型式の指定その他の新車時の検査を受けるために申請し、又は届け出た値
- 二 低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三三号)第五条の規定による認定を受けるために申請した値

第十九条から第七十九条まで (現行のとおり)

(処分についての意見の申出)

第八十条 条例第五条の八第一項、同条第三項、第五条の十三第一項、第五十五条の十四第二項、第五十五条の十五第二項、第五十五条の十八、第八十条の五第一項、第八十条の九第一項、第八十条の十九第一項、第八十条の二十、第八十条の二十一、第四十二条第一項、第五十八条、第六十条、第九十一条、第九十八条第四項、第二百一条、第二百三条、第一百四十四条第一項、第一百五十二条第二項、第一百六十二条第二項、第二百二十五条第二項、第三百二十九条又は第三百五十五条第二項の規定による命令その他の処分を受けた者は、当該処分について意見があるときは、他の法令及び条例の規定によるほか、当該処分があったことを知った日からおおむね七日以内に、知事に当該意見を申し出ることができる。

七 黒煙(軽油を燃料とする自動車に限る。)

3 (略)

4 前三項に規定する燃料消費率、自動車排出ガスの量及び騒音の大きさの値にあっては次のいずれかの値と、二酸化炭素の排出量にあっては告示で定める燃料消費率から求める方法により算定した値とする。

- 一 道路運送車両法第七十五条の規定による型式の指定その他の新車時の検査を受けるために申請し、又は届け出た値
- 二 低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三三号)第五条の規定による認定を受けるために申請した値
- 三 低公害車の指定を受けるために申請した値

第十九条から第七十九条まで (略)

(処分についての意見の申出)

第八十条 条例第四十二条第一項、第五十八条、第六十条、第九十一条、第九十八条第四項、第二百一条、第二百三条、第一百四十四条第一項、第一百五十二条第二項、第一百六十二条第二項、第二百二十五条第二項、第三百二十九条又は第三百五十五条第二項の規定による命令その他の処分を受けた者は、当該処分について意見があるときは、他の法令及び条例の規定によるほか、当該処分があったことを知った日からおおむね七日以内に、知事に当該意見を申し出ることができる。

2 (現行のとおり)

(立入検査証等)

第八十一条 (現行のとおり)

2 条例第百五十二条の第二項の規定による証明書の様式は、別記第三十七号様式の二のとおりとする。

3| 条例第百五十三条第五項の規定による証明書の様式は、別記第三十八号様式のとおりとする。

4| (現行のとおり)

第八十二条及び第八十三条 (現行のとおり)

別表第一 温室効果ガスの排出の量の算定方法(第三条の三関係)

温室効果ガスの種類	算定方法
一 燃料等の使用に伴って排出される二酸化炭素	次に掲げる量(熱供給事業所又は電気供給事業所以外の事業所等における他人への熱又は電気の供給に係るものを除く。)を合算する方法 イ 知事が別に定める燃料ごとに、排出の量を算定する期間(以下「排出量算定期間」という。)(において温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量)(当該燃料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。)(に、当該区分に応じ当該燃料の1当該単位当た

2 (略)

(立入検査証等)

第八十一条 (略)

2| 条例第百五十三条第四項の規定による証明書の様式は、別記第三十八号様式のとおりとする。

3| (略)

第八十二条及び第八十三条 (略)

<p>二 二酸化炭素 （燃料等の使用に伴って排出されるもの</p>	<p> リのギガジュールで表した発熱量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量 九 知事が別に定める熱ごとに、排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された当該熱の量（ギガジュールで表した量をいう。）に、当該熱の区分に応じ当該熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量 十 排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量（千キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量 十一 温室効果ガス排出事業者の事業所等において行われた付表第一の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法 </p>
---------------------------------------	--

を 除く。)	
三 メタン	温室効果ガス排出事業者の事業所等において行われた付表第二の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法
四 一酸化二窒素	温室効果ガス排出事業者の事業所等において行われた付表第三の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法
五 第三条第三号のハイドロフルオロカーボン	それぞれの物質ごとに、温室効果ガス排出事業者の事業所等において行われた付表第四の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法
六 第三条第四号のパーフルオロカーボン	それぞれの物質ごとに、温室効果ガス排出事業者の事業所等において行われた付表第五の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法
七 六ふっ化いおう	温室効果ガス排出事業者の事業所等において行われた付表第六の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法
八 水道及び工業用水道の水の使用並びに公共下水道への排水に伴い排出される温室効果ガス	次に掲げる量を合算する方法 イ 排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された水道及び工業用水道の水の量(千立方メートルで表した量をいう。)に、当該水の千立方メートル当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知

	<p>事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量</p> <p>□ 排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い公共下水道へ排水された水の量（千立方メートルで表した量をいう。）に、当該水の千立方メートル当たりの公共下水道への排水に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量</p>
--	--

備考

一 一の項中の知事が別に定める燃料以外の燃料の使用又は付表第一から付表第七までの中欄に掲げる事業活動以外の事業活動に伴い温室効果ガスが排出されているときは、一の項から七の項までに掲げる算定方法に準じて知事が適切と認める方法により温室効果ガスの排出の量を算定する。

二 一の項から七の項までの温室効果ガスの種類の欄に掲げる温室効果ガスの排出の量について、実測その他知事が別に定める方法により算定することができるときは、当該各項に掲げる算定方法に代えて、当該実測その他知事が別に定める方法を用いることができる。

付表第一

一 項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	原油又は天然ガスの試験、性の試験、状況に関する試験又は試験又	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 排出量算定期間において試験された原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの試験に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて

	<p>は生産 得られる量</p> <p>ロ 排出量算定期間においてその性状に関する試験が行われた原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの性状に関する試験に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ハ 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(一) 排出量算定期間において生産された原油 () 知事が別に定めるものに限る。以下(一)において同じ。()の量)キロリットルで表した量をいう。()に、当該原油の一キロリットル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>(二) 排出量算定期間において生産された天然ガスの量(温度が零度で圧力が一気圧の状態(以下「標準状態」という。)に換算した立方メートルで表した量をいう。()に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>(三) 排出量算定期間において点検された原油又は天然ガスの生産に係る坑井の井数に、当</p>
--	--

	<p>該生産に係る坑井の一井当たりの点検に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>
<p>二 セメント クリンカー、生石灰、ソーダ石灰ガラ ス若しくは鉄鋼の製造又はソーダ灰の製造若しくは使用</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 排出量算定期間において製造されたセメントクリンカーの量(トンで表した量をいう。)に、当該セメントクリンカーの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ 知事が別に定める鉱物ごとに、排出量算定期間において生石灰の原料として使用された当該鉱物の量(トンで表した量をいう。)に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ 知事が別に定める鉱物ごとに、排出量算定期間においてソーダ石灰ガラスの原料として、又は鉄鋼の製造において使用された当該鉱物の量(トンで表した量をいう。)に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定</p>

<p>五 ドライアイス又は</p>	<p>四 電気炉を使用した粗鋼の製造</p>	<p>化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>八 排出量算定期間において製造された炭化カルシウムの量(トン)で表した量をいう。()に、当該炭化カルシウムの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>二 排出量算定期間において製造されたエチレンの量(トン)で表した量をいう。()に、当該エチレンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ホ 排出量算定期間において燃焼の用に供されたカーバイド法アセチレンの量(トン)で表した量をいう。()に、当該カーバイド法アセチレンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>
<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 排出量算定期間においてドライアイスとして</p>	<p>排出量算定期間において電気炉を使用して製造された粗鋼の量(トン)で表した量をいう。()に、当該粗鋼の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>	

<p>噴霧器の使用</p>	<p>使用された二酸化炭素の量(トン)で表した量をいう。</p> <p>ロ 排出量算定期間において噴霧器の使用に伴い排出された二酸化炭素の量(トン)で表した量をいう。</p>
<p>六 廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 知事が別に定める廃棄物ごとに、排出量算定期間において焼却され、又は知事が別に定める製品の製造の用途に供された当該廃棄物の量(トン)で表した量をいう。(ハ)に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 知事が別に定める廃棄物燃料(廃棄物を原材料とする燃料をいう。以下同じ。)ごとに、排出量算定期間においてその本来の用途に従って使用された当該廃棄物燃料の量(当該廃棄物燃料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。(ハ)に、当該廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物燃料ごとに算定した量を合算</p>

付表第二

	して得られる量
<p>項 事業活動</p>	<p>温室効果ガスの排出量</p>
<p>一 燃料(廃棄物燃料を</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p>
<p>除く。)の</p>	<p>イ 燃料を燃焼の用に供する施設及び機械器具(以下イにおいて「施設等」という。)で</p>
<p>使用又は</p>	<p>知事が別に定めるものごとに廃棄物燃料以外の燃料で知事が別に定めるものごとに、排</p>
<p>電気炉に</p>	<p>出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設等において使用された当該</p>
<p>おける電</p>	<p>燃料の量)当該燃料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。)に、当該</p>
<p>気の使用</p>	<p>区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのキガジュールで表した発熱量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一キガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設等ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
	<p>ロ 排出量算定期間における電気炉(知事が別に定めるものに限る。)において使用された電気の量)キロワット時で表した量をいう。)に、当該電気の一キロワット時当たりの使用</p>

	<p>に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>
<p>二 石炭の生産、原油若しくは天然ガスの試掘、性状に関する試験若しくは生産、原油の精製又は都市ガスの製造</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 知事が別に定める石炭の採掘ごとに、排出量算定期間において当該石炭の採掘により生産された石炭の量（トン）で表した量をいう。（ト） 当該石炭の採掘の区分に応じ石炭の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該石炭の採掘ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 排出量算定期間において試掘された原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの試掘に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ハ 排出量算定期間においてその性状に関する試験が行われた原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの性状に関する試験に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>二 次に掲げる量を合算して得られる量</p>

(一) 排出量算定期間において生産された原油(知事が別に定めるものに限る。以下(一)において同じ。)の量(キロリットルで表した量をいう。)に、当該原油の1キロリットル当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量

(二) 排出量算定期間において生産された天然ガスの量(標準状態に換算した立方メートルで表した量をいう。)に、当該天然ガスの1立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量

(三) 排出量算定期間において点検された原油又は天然ガスの生産に係る坑井の井数に、当該生産に係る坑井の1井当たりの点検に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量

ホ 知事が別に定める原油ごとに、排出量算定期間において精製された当該原油の量(キロリットルで表した量をいう。)に、当該原油の区分に応じ当該原油の1キロリットル当

三	カーボン ブラック 等の製造	<p>たりの精製に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>へ 知事が別に定める原料ごとに、排出量算定期間において都市ガスの原料として使用された当該原料の量（当該原料の区分に応じて知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該原料の区分に応じ当該原料の1当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原料ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>次に掲げる製品ごとに、排出量算定期間において製造された当該製品の量（トン）で表した量をいう。（1）に、当該製品の区分に応じ当該製品の1トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>イ カーボンブラック</p> <p>ロ コークス</p> <p>ハ エチレン</p> <p>ニ 一・ニージクロロエタン</p> <p>ホ スチレン</p>
---	----------------------	--

<p>四</p> <p>家畜の飼養(家畜の排せつ物の管理を 除く。)</p>	<p>ヘ メタノール</p> <p>知事が別に定める家畜ごとに、排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭当たりの、その体内から排出されるトンで表したメタノールの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
<p>五</p> <p>家畜の排せつ物の管理</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 知事が別に定める家畜(放牧されたものを除く。以下イにおいて同じ。)(ことに知事が別に定めるふん尿の管理方法)ごとに、排出量算定期間において管理された当該家畜のふん尿に含まれる有機物の量(トン)で表した量をいう。(二)に、当該ふん尿の管理方法の区分に応じ当該家畜のふん尿に含まれる有機物の一トン当たりの管理に伴い排出されるトンで表したメタノールの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該ふん尿の管理方法ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ イの知事が別に定める家畜以外の家畜で知事が別に定めるもの(二)に、排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な</p>

	<p>頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>八 排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一头当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	六	<p>稲作</p>
七	<p>植物性の物の焼却</p> <p>知事が別に定める植物性の物ごとに、排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量（トン）で表した量をいう。ここに、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該水田ごとに算定した量を合算して得られる量</p>		<p>知事が別に定める水田ごとに、排出量算定期間において稲を栽培するために耕作された当該水田の面積（平方メートル）で表した面積をいう。ここに、当該水田の区分に応じ当該水田の一平方メートル当たりの耕作に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該水田ごとに算定した量を合算して得られる量</p>

	八	<p>廃棄物の埋立処分</p> <p>て得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>知事が別に定める廃棄物で最終処分場において埋立処分が行われたものごとに、排出量算定期間における最終処分場において分解された当該廃棄物の量として知事が別に定める方法により算定される量(トン)で表した量をいう。()に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの分解に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
	九	<p>工場廃水、下水、し尿等の処理</p> <p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 排出量算定期間における工場廃水の処理に係る施設において処理された工場廃水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量(キログラム)で表した量をいう。()に、生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量が一キログラムである工場廃水の処理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ 排出量算定期間における終末処理場において処理された下水の量(立方メートル)で表した量をいう。()に、当該終末処理場にお</p>

る下水の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量

八 知事が別に定めるし尿の処理方法ごとに、排出量算定期間におけるし尿処理施設（知事が別に定めるものに限る。以下八及び二において同じ。）において処理されたし尿の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該し尿の処理方法の区分に応じ当該し尿処理施設におけるし尿の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該し尿の処理方法ごとに算定した量を合算して得られる量

二 し尿及び雑排水の処理に係る施設（終末処理場及びし尿処理施設を除く。以下二において同じ。）で知事が別に定めるものごと、排出量算定期間における当該施設の処理対象人員に、当該施設の区分に応じ当該施設における一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

十	<p>廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 一般廃棄物の焼却施設（ハの知事が別に定める施設を除く。）で知事が別に定めるもの（こと）に、排出量算定期間における当該焼却施設において焼却された一般廃棄物の量（トン）で表した量をいう。（に、当該焼却施設の区分に応じ当該焼却施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該焼却施設（こと）に算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 知事が別に定める産業廃棄物（ハの知事が別に定める施設において焼却されるものを除く。）（こと）に、排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トン）で表した量をいう。（に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物（こと）に算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ 製品の製造のために廃棄物を使用する施設で知事が別に定めるもの（こと）に知事が別に定める廃棄物（こと）に、排出量算定期間にお</p>
---	---	---

付表第三

<p>一 項</p>	<p>事業活動</p>	<p>温室効果ガスの排出の量</p>	<p>燃料を燃焼の用に供する施設及び機械器具（以下</p>
<p>ける当該施設において焼却され、又は使用された当該廃棄物の量（トン）で表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>二 燃料を燃焼の用に供する施設で知事が別に定めるものごとに知事が別に定める廃棄物燃料ごとに、排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設において使用された当該廃棄物燃料の量（当該廃棄物燃料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p>			

<p>物燃料を 除く。の 使用</p>	<p>二 原油又は 天然ガス の性状に 関する試 験又は生 産</p>
<p>この項において「施設等」という。で知事が別に定めるものごとに廃棄物燃料以外の燃料で知事が別に定めるものごとに、排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設等において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の「当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 排出量算定期間においてその性状に関する試験が行われた原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの性状に関する試験に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(一) 排出量算定期間において生産された原油（知事が別に定めるものに限る。以下「」において同</p>

<p>三 アジピン 酸又は硝 酸の製造</p>	<p>(一) (ジ) (の量) キロリットルで表した量をいう。 に、当該原油の一キロリットル当たりの生産に 伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量 として知事が別に定める係数を乗じて得られる 量 (二) 排出量算定期間において生産された天然ガ スの量(標準状態に換算した立方メートルで表 した量をいう。)に、当該天然ガスの一立方メー トル当たりの生産に伴い排出されるトンで表し た一酸化二窒素の量として知事が別に定める係 数を乗じて得られる量</p> <p>次に掲げる製品(一)に、排出量算定期間において 製造された当該製品の量(トン)で表した量をい う。(二)に、当該製品の区分に応じ当該製品の一トン 当たりの製造に伴い排出されるトンで表した一酸 化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じ て得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した 量を合算して得られる量</p> <p>イ アジピン酸</p> <p>ロ 硝酸</p>
<p>四 麻酔剤の 使用</p>	<p>排出量算定期間において麻酔剤として使用された 一酸化二窒素の量(トン)で表した量をいう。(一) 次に掲げる量を合算して得られる量</p>
<p>五 家畜の排 せつ物の 管理</p>	<p>イ 知事が別に定める家畜(放牧されたものを除 く。以下に同じ)ごとに知事が別に定</p>

<p>六 耕地にお ける肥料</p>	
<p>イ 知事が別に定める農作物ごとに、排出量算定</p>	<p>めるふん尿の管理方法ごとに、排出量算定期間において管理された当該家畜のふん尿に含まれる窒素の量(トン)で表した量をいう。)に、当該ふん尿の管理方法の区分に応じ当該家畜のふん尿に含まれる窒素の一トン当たりの管理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該ふん尿の管理方法ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ イの知事が別に定める家畜以外の家畜で知事が別に定めるものごとに、排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ 排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一頭当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>

八	工場廃水	の使用
次に掲げる量を合算して得られる量	<p>七</p> <p>植物性の物の焼却</p> <p>知事が別に定める植物性の物ごとに、排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量（トン）で表した量をいう。（に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>期間において当該農作物の栽培のために使用された肥料に含まれる窒素の量（トン）で表した量をいう。（に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の栽培における窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 知事が別に定める農作物ごとに、排出量算定期間における耕地において肥料として使用された当該農作物の残さの量（トン）で表した量をいう。（に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の残さの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>

	<p>下水、し尿等の処理</p> <p>イ 排出量算定期間における工場廃水の処理に係る施設において処理された工場廃水に含まれる窒素の量(トン)で表した量をいう。(二)に、当該工場廃水に含まれる窒素の一トン当たりの処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ 排出量算定期間における終末処理場において処理された下水の量(立方メートル)で表した量をいう。(三)に、当該終末処理場における下水の立方メートル当たりの処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ハ 知事が別に定めるし尿の処理方法ごとに、排出量算定期間におけるし尿処理施設(知事が別に定めるものに限る。以下ハ及びビ二において同じ。)において処理されたし尿に含まれる窒素の量(トン)で表した量をいう。(四)に、当該し尿の処理方法の区分に応じ当該し尿処理施設におけるし尿に含まれる窒素の一トン当たりの処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該し尿の処理方法ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ニ し尿及び雑排水の処理に係る施設(終末処理</p>
--	---

	九 廃棄物の 焼却若し くは製品 の製造の 用途への 使用又は 廃棄物燃 料の使用
<p>場及びし尿処理施設を除く。以下二において同 じ。で知事が別に定めるものごと、排出量算 定期間における当該施設の処理対象人員に、当 該施設の区分に応じ当該施設における一人当た りの尿及び雑排水の処理に伴い排出されるト ンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に 定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該 施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 一般廃棄物の焼却施設（ロの知事が別に定め る施設を除く。）で知事が別に定めるものごと に、排出量算定期間における当該焼却施設にお いて焼却された一般廃棄物の量（トンで表した 量をいう。）に、当該焼却施設の区分に応じ当該 焼却施設における一般廃棄物の一トン当たりの 焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒 素の量として知事が別に定める係数を乗じて得 られる量を算定し、当該焼却施設ごとに算定し た量を合算して得られる量</p> <p>ロ 製品の製造のために廃棄物を使用する施設で 知事が別に定めるものごと、知事が別に定める 廃棄物ごとに、排出量算定期間における当該施 設において焼却され、又は使用された当該廃棄 物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄 物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼</p>

却又は使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

八 知事が別に定める廃棄物（イの知事が別に定める焼却施設及び口の知事が別に定める施設において焼却されるものを除く。）ごとに、排出量算定期間において焼却された当該廃棄物の量（トン）で表した量をいう。（）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

二 燃料を燃焼の用に供する施設で知事が別に定めるものごとに知事が別に定める廃棄物燃料ごとに、排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設において使用された当該廃棄物燃料の量（当該廃棄物燃料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄

	<p>物燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
--	---

付表第四

項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	クロロジフルオロメタン又はハイドロフルオロカーボンの製造	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 排出量算定期間において製造されたクロロジフルオロメタンの量（トンで表した量をいう。）に、当該クロロジフルオロメタンの一トン当たりの製造に伴い発生するトンで表したトリフルオロメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該クロロジフルオロメタンの製造に伴い発生したトリフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</p> <p>ロ 排出量算定期間において製造されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>
二	冷凍空気調和機器 プラス チック、噴霧器、半導	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(一) 次に掲げる製品ごとに、排出量算定期間において当該製品の製造に伴い使用されたハイ</p>

体素子等
の製造等

ドフロロカーボンの量(トン)で表した量をいう。()に、当該製品の区分に応じ当該ハイドロフロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

(イ) 家庭用電気冷蔵庫

(ロ) 家庭用エアコンディショナー

(ハ) 業務用冷凍空気調和機器(冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機)以下単に「自動販売機」という。()を除く。以下同じ。()

(ニ) 次に掲げる製品ごとに、排出量算定期間において製造された当該製品の台数に、当該製品の区分に応じ当該製品の一台当たりの製造に伴い排出されるトンで表したハイドロフロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

(イ) 自動販売機

(ロ) 自動車用エアコンディショナー

□ 排出量算定期間において業務用冷凍空気調和機器の使用の開始に伴い使用されたハイドロフロカーボンの量(トン)で表した量をいう。()

に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量

八 次に掲げる量を合算して得られる量

(一) 排出量算定期間において整備が行われた業務用冷凍空気調和機器に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量(トン)で表した量をいう。(二) から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量(トン)で表した量をいう。(三) を控除して得られる量

(二) 排出量算定期間において業務用冷凍空気調和機器の整備に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トン)で表した量をいう。(三) に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量

二 次に掲げる量を合算して得られる量

(一) 排出量算定期間において整備が行われた自動販売機に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量(トン)で表した量をいう。(二) から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理さ

れたものの量)トンで表した量をいう。(を控除して得られる量

(二) 排出量算定期間において整備が行われた自動販売機の台数に、当該自動販売機の一台中当たりの整備に伴い排出されるトンで表したハイドロフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量

ホ 次に掲げる製品ごとに、排出量算定期間において廃棄された当該製品に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

(一) 家庭用電気冷蔵庫

(二) 家庭用エアコンディショナー

(三) 業務用冷凍空気調和機器

(四) 自動販売機

ハ 次に掲げる量を合算して得られる量

(一) 排出量算定期間においてポリエチレンフォームの製造に伴い発泡剤として使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)

(二) ポリエチレンフォーム以外のプラスチックで知事が別に定めるものごとに、排出量算定期間において当該プラスチックの製造に伴い発泡剤として使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トン)で表した量をいう。(一)に、当該プラスチックの区分に応じ当該プラスチックの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該プラスチックごとに算定した量を合算して得られる量

ト 次に掲げる製品ごとに、排出量算定期間において当該製品の製造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トン)で表した量をいう。(一)に、当該製品の区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

(一) 噴霧器

(二) 消火剤

チ 排出量算定期間において噴霧器の使用に伴い排出されたハイドロフルオロカーボンの量(トン)で表した量をいう。(一)

一 アルミニウム の製	事業活動	温室効果ガスの排出の量	知事が別に定めるパーフルオロカーボンごとに、 排出量算定期間において製造されたアルミニウム
三 溶剤等と してのハ イドロフ ルオロ カーボン の使用		溶剤としての用途その他知事が別に定める用途ご とに、排出量算定期間において当該用途に使用さ れたハイドロフルオロカーボンの量(トン)で表し た量をいう。() から、当該使用されたハイドロフル オロカーボンのうち回収され、及び適正に処理さ れたものの量(トン)で表した量をいう。() を控除し て得られる量を算定し、当該用途ごとに算定した 量を合算して得られる量	三 溶剤等と してのハ イドロフ ルオロ カーボン の使用

備考 この表において「ハイドロフルオロカーボン」とは、第三条
第三号のハイドロフルオロカーボンをいう。

付表第五

<p>造</p>	<p>の量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該アルミニウムの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量</p>
<p>二 パーフルオロカーボンの製造</p>	<p>排出量算定期間において製造されたパーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>
<p>三 半導体素子等の製造</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量 イ 知事が別に定めるパーフルオロカーボンごとに、排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイス等の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロカーボンのうち適</p>

<p>四 溶剤等と しての パーフル オロカー ボンの使 用</p>	<p>正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>□ 知事が別に定めるパーフルオロカーボンごとに、排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い発生するトンで表したパーフルオロメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>溶剤としての用途その他知事が別に定める用途ごとに、排出量算定期間において当該用途に使用されたパーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該使用されたパーフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られ</p>
--	---

る量を算定し、当該用途ごとに算定した量を合算して得られる量

備考 この表において「パーフルオロカーボン」とは、第三条第四号のパーフルオロカーボンをいう。

付表第六

項	温室効果ガスの排出の量
一 マグネシウム合金の製造	排出量算定期間においてマグネシウム合金の製造に伴い使用された六ふつ化いおうの量(トン)で表した量をいう。(一)
二 六ふつ化いおうの製造	排出量算定期間において製造された六ふつ化いおうの量(トン)で表した量をいう。(一)に、当該六ふつ化いおうの1トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した六ふつ化いおうの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量
三 電気機械器具、半導体素子等の製造等	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 排出量算定期間において電気機械器具の製造及び使用の開始に伴い使用された六ふつ化いおうの量(トン)で表した量をいう。(一)に、当該六ふつ化いおうの1トン当たりの封入に伴い排出されるトンで表した六ふつ化いおうの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ 排出量算定期間において使用に供されていた電気機械器具に封入されていた六ふつ化いおうの量(トン)で表した量をいう。(二)に、当該電気機械器具に封入されている1トン当たりの六ふつ化いおうのうち1年間に排出されるトンで表し</p>

た六ふつ化いおうの量として知事が別に定める係数に当該電気機械器具の使用期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

八 排出量算定期間において点検された電気機械器具に封入されていた六ふつ化いおうの量(トン)で表した量をいう。() から、当該封入されていた六ふつ化いおうのうち回収され、及び適正に処理されたものの量(トン)で表した量をいう。() を控除して得られる量

二 排出量算定期間において廃棄された電気機械器具に封入されていた六ふつ化いおうの量(トン)で表した量をいう。() から、当該封入されていた六ふつ化いおうのうち回収され、及び適正に処理されたものの量(トン)で表した量をいう。() を控除して得られる量

ホ 排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された六ふつ化いおうの量(トン)で表した量をいう。() に、当該六ふつ化いおうの1トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した六ふつ化いおうの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該使用された六ふつ化いおうのうち適正に処理されたものの量(トン)で表した量をいう。() を控除して得ら

別表第一の二 原油の数量への換算係数（第四条関係）

		れる量	
第一欄	第二欄	第三欄	
一 原料炭	トン	二九・〇	
二 一般炭	トン	二五・七	
三 無煙炭	トン	二六・九	
四 コークス	トン	二九・四	
五 石油コークス	トン	二九・九	
六 コールタール	トン	三七・三	
七 石油アスファルト	トン	四〇・九	
八 コンデンサート(NGL)	キロリットル	三五・三	
九 原油(前項に掲げるものを除く。)	キロリットル	三八・二	
十 ガソリン	キロリットル	三四・六	
十一 ナフサ	キロリットル	三三・六	
十二 ジェット燃料油	キロリットル	三六・七	
十三 灯油	キロリットル	三六・七	
十四 軽油	キロリットル	三七・七	
十五 A重油	キロリットル	三九・一	
十六 B重油又はC重油	キロリットル	四一・九	
十七 液化石油ガス(LPG)	トン	五〇・八	
十八 石油系炭化水素	標準状態に換算した千立方	四四・九	

十九	液化天然ガス(LNG)	トン	五四・六
二十	天然ガス(前項に掲げるものを除く。)	標準状態に換算した千立方メートル	四三・五
二十一	コークス炉ガス	標準状態に換算した千立方メートル	二一・一
二十二	高炉ガス	標準状態に換算した千立方メートル	三・四一
二十三	転炉ガス	標準状態に換算した千立方メートル	八・四一
二十四	都市ガス	標準状態に換算した千立方メートル	四五・〇
二十五	一般電気事業者から供給された昼間の電気	キロワット時	九・九七
二十六	一般電気事業者から供給された夜間の電気	キロワット時	九・二八
二十七	他人から供給された電気(前二項に掲げるものを除く。)	キロワット時	九・七六
二十八	蒸気(産業用のものに限る。)	ギガジュール	一・〇二
二十九	蒸気(前項に掲	ギガジュール	一・三六

<p>けるものを除く。)、温 水及び冷水</p>	<p>キロリットル、固体燃料はト ン、気体燃料は千立方メート ル)</p>	<p>一単位当 たりのギ ガジュー ルで表し た発熱量 として知 事が認め る値</p>
<p>三十 前各項に掲げる もの以外の燃料等</p>		

備考

一 二十四の項中第三欄に掲げる係数については、使用する都市ガスの組成に応じ、当該第三欄に掲げる値に代えて、標準状態に換算した千立方メートル当たりのギガジュールで表した発熱量として知事が適当と認める値を用いることができる。

二 一般電気事業者とは、電気事業法第一条第一項第一号に規定する一般電気事業者をいう。

三 昼間とは、午前八時から午後十時までをいい、夜間とは午後十時から翌日の午前八時までをいう。

別表第一の三 特定温室効果ガス年度排出量等の検証の基準（第四条の十
六関係）

検証の対象	事項	基準
特定温室 効果ガス	算定の対象 となる事業	一 事業所の区域が条例第五条の七第 六号に規定する事業所の区域と一致

年度排出 量及び基 準排出量	所の区域	していること。
算定の対象 となる特定 温室効果ガ スの燃料等 使用量監視 点	算定に用い る活動量	<ul style="list-style-type: none"> 一 事業所における特定温室効果ガス の燃料等使用量監視点がすべて選定 されていること。
算定された 量の値	算定の計算 方法	<ul style="list-style-type: none"> 一 エネルギーの供給を主たる事業と する事業者から供給されたエネル ギーの使用量については、当該エネ ルギーの購入に係る当該事業者が発 行した請求書等に記載された値と整 合していること。 二 自らの設置する計量器により燃料 等の使用量を計量している場合に あっては、当該計量器が適正なもの と認められること。 三 活動量の算定期間が適正であるこ と。
		<ul style="list-style-type: none"> 一 この規則及び知事が別に定める算 定方法に関する指針に従っているこ と。 一 計算に誤りがないこと。 二 有効数字、端数等の取扱いに誤り がないこと。

電気等環境価値保有量	算定に用いる電力量	<ul style="list-style-type: none"> 一 電力量の測定が適正に行われていると認められること。 二 電力量の測定期間が適正であること。
算定された量の値	算定の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 一 この規則及び知事が別に定める算定方法に関する指針に従っていること。 二 計算に誤りがないこと。
電気等の環境価値の帰属		<ul style="list-style-type: none"> 一 電気等の環境価値が、当該事業者以外の者に移転されていないこと。

別表第一の四 重油の量への換算方法（第十五条関係）

（現行のとおり）

別表第二から別表第二十まで

（現行のとおり）

別表第一 重油の量への換算方法（第十五条関係）

（略）

別表第二から別表第二十まで

（略）

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書届出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の8第2項の規定により指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書を次のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書	別添のとおり
検 証 結 果	別添のとおり
連 絡 先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格 A 列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

所有事業者等届出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の8第2項の規定により、事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者に関し、次のとおり届け出ます。

事業所の名称		
事業所の所在地		
温室効果ガスの排出について責任を有する者	住所及び氏名（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	種 類
		㊟ 第 号
		㊟ 第 号
		㊟ 第 号
	合計人数 名	
事業所の所有者の同意書	別添のとおり	
連 絡 先	(電話番号)	
※受付欄		

(日本工業規格 A 列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 「種類」の欄には、温室効果ガスの排出について責任を有する者が、それぞれ第4条の4第1項各号のいずれに該当するかを記入すること。
3 「温室効果ガスの排出について責任を有する者」欄が不足する場合は、別紙に必要な事項を記入押印して、添えること。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあつては名称、代表者又は管理者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

地球温暖化対策計画書案提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第6条 第1項 第3項の規定により地球温暖化対策計画書の案を提出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
地球温暖化対策計画書の案	別添のとおり
連 絡 先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格 A 列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 地球温暖化対策計画書の案の大きさは、日本工業規格 A 列4番とすること。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあつては名称、代表者又は管理者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

温室効果ガス排出概況確認書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の6の規定により温室効果ガス排出概況確認書を提出します。

事業所の名称		
事業所の所在地		
温室効果ガス排出概況確認書	別添のとおり	
連 絡 先	(電話番号)	
※受付欄		

(日本工業規格 A 列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 温室効果ガス排出概況確認書の大きさは、日本工業規格 A 列4番とすること。

(教示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります)。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

指定地球温暖化対策事業所指定通知書

第 号
年 月 日

殿

東京都知事



都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の8第1項の規定により次のとおり指定地球温暖化対策事業所として指定したので、同条第4項の規定により通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
備考	

(日本工業規格A列4番)

年 月 日

東京都知事 殿

住所
氏名

(法人にあつては名称、代表者又は管理者の氏名及び主たる事務所の所在地)

地球温暖化対策計画書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第6条第5項の規定により地球温暖化対策計画書を提出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
地球温暖化対策計画書	別添のとおり
連絡先	(電話番号)

※受付欄

(日本工業規格A列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 地球温暖化対策計画書の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

特定地球温暖化対策事業所指定通知書

第 年 月 日 号

殿

東京都知事



都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の8第3項の規定により次のとおり特定地球温暖化対策事業所として指定したので、同条第4項の規定により通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
指定の効力の発生日	年 月 日
指定の条件	
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

地球温暖化対策計画認定通知書

第 年 月 日 号

殿

東京都知事



年 月 日付けで提出のあった次の事業所の地球温暖化対策計画書の案については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第6条第6項の規定により、指導及び助言をすることがないと認めたので、通知します。

なお、同項の規定により、提出のあった地球温暖化対策計画書の案を地球温暖化対策計画書とみなします。

事業所の名称	
事業所の所在地	
備考	

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

指定地球温暖化対策事業者変更届出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の9第2項の規定により指定地球温暖化対策事業者の変更を次のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
指定地球温暖化対策事業者の住所及び氏名 (法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	変更前 (前事業者) 変更後 (新事業者)
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の9第1項の規定により指定地球温暖化対策事業者の氏名等の変更を次のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
変更事項	1 指定地球温暖化対策事業者の氏名又は住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地) 2 事業所の名称又は所在地 3 事業所の所有者の氏名又は住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)
変更内容	変更前 変更後
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 「変更事項」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては名称、代表者又は管理者の氏名及び主たる事務所の所在地)

地球温暖化対策中間報告書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第7条の3第1項の規定により地球温暖化対策中間報告書を提出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
地球温暖化対策中間報告書	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 地球温暖化対策中間報告書の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては名称、代表者又は管理者の氏名及び主たる事務所の所在地)

温室効果ガス排出状況報告書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第7条の2第1項の規定により温室効果ガス排出状況報告書を提出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
温室効果ガス排出状況報告書	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 温室効果ガス排出状況報告書の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 ㊦

〔法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

前事業者排出量報告書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の9第4項の規定により前事業者排出量報告書を次のとおり提出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指 定 番 号	
前事業者排出量報告書	別添のとおり
検 証 結 果	別添のとおり
連 絡 先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 ㊦

〔法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

前事業者排出量把握申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の9第3項の規定により、事業者の変更の前の特定温室効果ガス排出量が把握できないので、前事業者に特定温室効果ガス排出量の報告を求めるとの申請を次のとおり申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指 定 番 号	
前事業者の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
前事業者の住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)	
把握できない理由	
連 絡 先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 ㊦

〔法人にあつては名称、代表者又は管理者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

地球温暖化対策計画中止申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第7条の4第1項の規定により、地球温暖化対策計画書の内容に関し、次のとおり中止を申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
連 絡 先	(電話番号)
中 止 事 由	<input type="checkbox"/> 事業活動の縮小により、この申請の年度の前年度まで3箇年度連続して対象事業所の要件に該当しなくなったため。 <input type="checkbox"/> 事業活動の廃止により、この申請の年度において対象事業所の要件に該当しなくなることが確実であるため。 <input type="checkbox"/> 事業活動の内容の変更に伴い温室効果ガスの排出に係る施設、設備等が著しく変更されたことにより、当初の計画書に掲げる地球温暖化対策の実施が困難となったため。
添 付 書 類	別添のとおり
※受付欄	

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 添付書類の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 ㊦

〔法人にあつては名称、代表者又は管理者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

地球温暖化対策計画書変更提出書

地球温暖化対策計画書の内容について変更したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第7条の3第6項の規定により、変更後の地球温暖化対策計画書を提出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
変 更 の 概 要	
変 更 後 の 地球温暖化対策計画書	別添のとおり
連 絡 先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 変更後の地球温暖化対策計画書の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

指定
 地球温暖化対策事業所指定取消通知書
特定

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

殿
東京都知事 印

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「条例」という。）第5条の10第2項（第1号）の規定により、次のとおり指定地球温暖化対策事業所の指定及び特定地球温暖化対策事業所の指定を取り消したので、通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
取消事由	1 指定地球温暖化対策事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止されたため。 2 指定地球温暖化対策事業所の前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000キロリットル未満となったため。 3 指定地球温暖化対策事業所の原油換算エネルギー使用量が前年度まで3箇年度連続して1,500キロリットル未満となったため。 特定地球温暖化対策事業所の場合にあっては、1から3までの事実に加え、条例第5条の11第1項の義務の履行を確認したため
備考	

（日本工業規格 A 列 4 番）

年 _____ 月 _____ 日

東京都知事 殿

住所
氏名 印
法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の10第1項の規定により、指定地球温暖化対策事業所の廃止等を次のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
届出事由	1 指定地球温暖化対策事業所における事業活動を廃止し、又はその全部を休止したため。 2 指定地球温暖化対策事業所の前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000キロリットル未満となったため。 3 指定地球温暖化対策事業所の原油換算エネルギー使用量が前年度まで3箇年度連続して1,500キロリットル未満となったため。
届出事由の詳細	
添付書類	別添のとおり
連絡先	(電話番号 _____)
※受付欄	

（日本工業規格 A 列 4 番）

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 「届出事由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

地球温暖化対策計画中止承認通知書

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

殿
東京都知事 印

年 _____ 月 _____ 日付けで申請のあった次の事業所の地球温暖化対策計画書の内容に関する中止については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第7条の4第2項の規定により承認したので、同条第3項の規定により通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
備考	

（日本工業規格 A 列 4 番）

基準排出量決定通知書

第 号
年 月 日

殿

東京都知事



年 月 日付けで提出のあった次の事業所の基準排出量については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の13第1項及び第2項の規定により、次のとおり決定したので、同条第4項の規定により通知します。

事業所の名称				
事業所の所在地				
指 定 番 号				
申 請 さ れ た 基 準 排 出 量				
決 定 し た 基 準 排 出 量	1 申請どおり決定します。			
	2 申請された値を修正し、次の値に決定します。			
	<table border="1"> <tr> <td>決 定 し た 基 準 排 出 量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>修 正 の 理 由</td> <td></td> </tr> </table>	決 定 し た 基 準 排 出 量		修 正 の 理 由
決 定 し た 基 準 排 出 量				
修 正 の 理 由				
削 減 義 務 率 の 区 分 及 び 値				
備 考				

(日本工業規格A列4番)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名

(法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地)

基準排出量決定申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の13第3項の規定により、次のとおり基準排出量の決定を申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指 定 番 号	
基準排出量算定書	別添のとおり
検 証 結 果	別添のとおり
連 絡 先	
	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名

（法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地）

基準排出量変更申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の14第1項の規定により、基準排出量の変更を次のとおり申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指 定 番 号	
基準排出量 変更算定書	別添のとおり
変 更 事 由	1 床面積の増減 2 用途の区分の変更 3 事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増減 4 熱を供給する先の事業所の床面積の増減
変更事由の発生日	
連 絡 先	(電話番号)
※受付欄	

（日本工業規格A列4番）

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 添付書類の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とする
こと。

〔教示〕

- この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります）。
- この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

基準排出量変更決定 (拒否) 通知書

第 年 月 日

殿

東京都知事

印

年 月 日付けで提出のあった次の事業所の基準排出量の変更については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の1.4第2項の規定により、次のとおり決定したので、同条第3項の規定により通知します。

事業所の名称					
事業所の所在地					
指 定 番 号					
変 更 前 の 基 準 排 出 量					
基 準 排 出 量 の 変 更 の 決 定	1 基準排出量を次のとおり変更する。 <table border="1"> <tr> <td>基準排出量を変更する期間</td> <td>変更後の基準排出量</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基準排出量を変更する期間	変更後の基準排出量		
	基準排出量を変更する期間	変更後の基準排出量			
	2 著しい状況の変更があったと認められないので、基準排出量を変更しない。				
備 考					

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります)。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として (訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

優良特定地球温暖化対策事業所認定（認定拒否）通知書

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

印

年 月 日付けで申請のあった次の事業所の地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所の基準への適合及び削減義務率の減少について、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の15第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

事業所の名称					
事業所の所在地					
指定番号					
基準への適合及び削減義務率の減少の決定	1 地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所の基準に適合することを認め、次のとおり削減義務率を減少する。 <table border="1"> <tr> <td>削減義務率を減少する期間</td> <td>減少後の削減義務率</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	削減義務率を減少する期間	減少後の削減義務率		
	削減義務率を減少する期間	減少後の削減義務率			
2 地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所の基準に適合すると認められないので、削減義務率を変更しない。					
備考					

（日本工業規格A列4番）

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名

（法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地）

優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の15第1項の規定により、地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所の基準に適合するので、削減義務率の減少を次のとおり申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
地球温暖化対策推進状況評価書	別添のとおり
検証結果	別添のとおり
連絡先	
※受付欄	(電話番号)

（日本工業規格A列4番）

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

優良特定地球温暖化対策事業所認定取消通知書

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

印

年 月 日付 第 号による次の事業所の削減義務率の減少については、地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所の基準へ適合することの認定を取り消し、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の15第2項の規定により、次のとおり削減義務率を減少する期間を変更したので、通知します。

事業所の名称		
事業所の所在地		
指定番号		
認定取消しの理由		
認定取消し前の削減義務率	期間	削減義務率
認定取消し後の削減義務率	期間	削減義務率
備考		

（日本工業規格A列4番）

（告示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

削減義務期間及び削減義務量変更通知書

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

殿

東京都知事



次の事業所の削減義務期間及び削減義務量について、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の18の規定により、次のとおり変更したので通知します。

事業所の名称		
事業所の所在地		
指 定 番 号		
変 更 前 の 削 減 義 務 期 間 及 び 削 減 義 務 量	削減義務期間	削減義務量
変 更 後 の 削 減 義 務 期 間 及 び 削 減 義 務 量	削減義務期間	削減義務量
変 更 の 理 由	1 特定地球温暖化対策事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止されたため。 2 特定地球温暖化対策事業所の前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000キロリットル未満となったため。 3 特定地球温暖化対策事業所の原油換算エネルギー使用量が前年度まで3箇年度連続して1,500キロリットル未満となったため。	
備 考		

（日本工業規格A列4番）

【教示】

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名

〔法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

地球温暖化対策計画書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第6条の規定により地球温暖化対策計画書を次のとおり提出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指 定 番 号	
地球温暖化対策計画書	別添のとおり
検 証 結 果	1 別添のとおり 2 既提出
連 絡 先	(電話番号)
※受付欄	

（日本工業規格 A 列 4 番）

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 「検証結果」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

（教示）
1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名

(法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地)

検証機関登録申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「条例」という。)第8条の7
第1項の規定により、検証機関として 登 録
更新の登録
新たな区分の登録 を次のとおり申請します。

登録の種類	1 新規 2 更新 3 区分追加	登録番号	
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
登録区分	1 特定温室効果ガス年度排出量等 2 基準排出量等 3 その他ガス削減量 4 電気等環境価値保有量 5 優良事業所基準(第1区分) 6 優良事業所基準(第2区分)		
検証業務を行う都内の営業所の名称、所在地及び当該営業所に置かれる検証主任者の氏名		別添のとおり	
法人である場合の役員の名前及び氏名		別添のとおり	
未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所		別添のとおり	
検証機関登録申請者が条例第8条の9第1項の各号のいずれにも該当しないものであることを誓約する書面その他の規則で定める書類		別添のとおり	
連絡先	(電話番号)		
※受付欄			

(日本工業規格A列4番)

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないこと。
- 2 「登録の種類」欄及び「登録区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 「登録番号」欄は、更新の登録又は新たな区分の登録の場合のみ記入すること。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名

(法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地)

特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第7条第5項の規定により特定テナント等地球温暖化対策計画書を次のとおり提出します。

指定(特定)地球温暖化対策事業所の名称	
指定(特定)地球温暖化対策事業所の所在地	
指定(特定)地球温暖化対策事業所の指定番号	
特定テナント等地球温暖化対策計画書	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名

(法人にあっては名称、代表者又は管理者の氏名及び主たる事務所の所在地)

地球温暖化対策結果報告書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第7条の5第1項の規定により地球温暖化対策結果報告書を提出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
地球温暖化対策結果報告書	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないこと。
- 2 地球温暖化対策結果報告書の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

検証機関登録申請者略歴書

検証機関登録申請者との関係			
1 本人 2 法定代理人 3 役員			
現住所		電話 () ()	
職氏名		生年月日	年 月 日
略歴	期間 自 年 月 日 至 年 月 日	職務内容又は業務内容	

上記のとおり相違ありません。
年 月 日
氏 名 ㊟

(日本工業規格A列4番)

備考 「検証機関登録申請者との関係」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

東京都知事 殿

検証機関登録申請者誓約書

私は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の9第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

検証機関登録申請者の氏名 ㊟
〔法人にあっては、〕
〔名称及び代表者の氏名〕

(日本工業規格A列4番)

地球温暖化対策評価通知書

第 号
年 月 日

殿

東京都知事 ㊟

地球温暖化対策計画書
地球温暖化対策中間報告書
地球温暖化対策結果報告書

年 月 日付けで提出のあった次の事業所の
内容については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の2第1項の規定により、次のとおり評価したので、同条第2項の規定により通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
評 価	

(日本工業規格A列4番)

登録検証機関登録簿

登録番号	登録検証機関の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	法人にあつては、その役員の職氏名	未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所	登録区分及び登録有効期間	検証業務を行う都内の営業所の名称、所在地	営業所に置かれる検証主任者の氏名
				1 特定温室効果ガス年度排出量等 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 2 基準排出量等 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 3 その他ガス削減量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 4 電気等環境価値保有量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 5 優良事業所基準(第1区分) 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 6 優良事業所基準(第2区分) 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで		

(表)

検証機関登録拒否通知書

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

殿

東京都知事 印

年 _____ 月 _____ 日付けで申請のあった検証機関の登録の申請については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の9第1項の規定により、次のとおり登録の要件に適合しない事項があり登録できないので、同条第2項の規定により、通知します。

検証機関登録申請者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
検証機関登録申請者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
登録拒否の理由	
備 考	

(日本工業規格A列4番)

登録検証機関登録通知書

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

殿

東京都知事 印

年 _____ 月 _____ 日付けで申請のあった登録検証機関の 登 録
更 新 の 登 録
新 た な 区 分 の 登 録 に

ついては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の8第1項の規定により、検証機関登録申請者を登録検証機関として登録検証機関登録簿に次のとおり登録したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

検証機関登録申請者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
検証機関登録申請者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
登 録 番 号		
登 録 区 分 及 び 登 録 の 有 効 期 間	登録区分	登録の有効期間
	1 特定温室効果ガス年度排出量等	年 月 日から 年 月 日まで
	2 基準排出量等	年 月 日から 年 月 日まで
	3 その他ガス削減量	年 月 日から 年 月 日まで
	4 電気等環境価値保有量	年 月 日から 年 月 日まで
	5 優良事業所基準（第1区分）	年 月 日から 年 月 日まで
6 優良事業所基準（第2区分）	年 月 日から 年 月 日まで	
備 考		

(日本工業規格A列4番)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名

〔法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

検証業務営業所名称等変更届

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の10第1項の規定により、検証業務を行う営業所の名称等の変更を次のとおり届け出ます。

登録検証機関の氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
登録検証機関の住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
登録番号	
変更年月日	年 月 日
変更事項	1 検証業務を行う営業所の名称 2 検証業務を行う営業所の所在地
変更内容	変更前
	変更後
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

（日本工業規格A列4番）

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 「変更事項」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 ㊦
〔法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

登録検証機関廃業等届

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の11第1項の規定により、登録検証機関の廃業等を次のとおり届け出ます。

登録検証機関の氏名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕	
登録検証機関の住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕	
登録番号	
届出の理由	1 死 亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定 4 解 散
届出理由の生じた日	年 月 日
登録検証機関と届出人との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

（日本工業規格 A 列 4 番）

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 「届出の理由」欄及び「登録検証機関と届出人との関係」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 ㊦
〔法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

登録検証機関登録事項変更届

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の10第2項の規定により、登録検証機関の登録事項の変更を次のとおり届け出ます。

登録検証機関の氏名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕	
登録検証機関の住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕	
登録番号	
変更年月日	年 月 日
変更事項	変更前
	変更後
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

（日本工業規格 A 列 4 番）

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名

⑩
〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

検証業務規程届出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の16第1項の規定により、検証業務規程を定めたので次のとおり届け出ます。

登録検証機関の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
登録検証機関の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
登録番号	
検証業務規程	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名

⑩
〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

登録検証機関検証業務廃止等届

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の11第2項の規定により、登録検証機関の検証業務の廃止等を次のとおり届け出ます。

登録検証機関の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
登録検証機関の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
登録番号	
休止又は廃止の別	1 休止 2 廃止
休止又は廃止の検証業務の範囲	
休止の期間 又は廃止の日	
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 「休止又は廃止の別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

登録検証機関登録取消通知書

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

印

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の19第1項の規定により、次のとおり登録検証機関としての登録を取り消すものとする。

登録検証機関の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
登録検証機関の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
登録番号	
登録を取り消す理由	
登録を取り消した日 までに実施された検証について取消しの効力の及ぶ範囲	
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります)。
- この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

[教示]

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

登録検証機関業務停止命令書

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

印

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の19第1項の規定により、次のとおり検証業務の停止を命ずる。

登録検証機関の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
登録検証機関の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
登録番号	
停止を命ずる業務	
停止期間	
停止を命ずる理由	
備考	

第2号様式の1.5（第5条の2.3関係）

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名

(法人にあつては名称、代表者又は管理者の氏名及び主たる事務所の所在地)

エネルギー環境計画書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第9条の3の規定によりエネルギー環境計画書を提出します。

事業者の名称	
事業者の所在地	
エネルギー環境計画書	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 エネルギー環境計画書の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2号様式の1.4（第5条の1.9関係）

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名

(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

地球温暖化対策報告書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の2.3（第1項）
（第2項）の規定により地球温暖化対策報告書を次のとおり提出します。

地球温暖化対策事業者 温室効果ガス排出事業者 の氏名（法人にあつては 名称及び代表者の氏名）	
地球温暖化対策事業者 温室効果ガス排出事業者 の住所（法人にあつては 主たる事務所の所在地）	
地球温暖化対策報告書	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式の3（第5条の5関係）

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名

(法人にあつては名称、代表者又は管理者の氏名及び主たる事務所の所在地)

エネルギー環境計画書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第9条の3の規定によりエネルギー環境計画書を提出します。

事業者の名称	
事業者の所在地	
エネルギー環境計画書	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 エネルギー環境計画書の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第37号様式の2（第81条関係）

(表)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
第152条の2第2項に規定する

東京都地球温暖化監察員証

第 号

氏 名
生年月日

発行年月日
東京都知事

写
真

8.6センチメートル

(裏)

この証明書を携帯する者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（抜粋）

第152条の2 知事は、この条例第二章の施行に必要な限度において、関係職員に、第5条の7第6号の事業所、口座名義人若しくは登録検証機関の事務所、営業所その他の場所に立ち入り、その場所において、又はその他必要な場所において、帳簿書類、機械、設備その他の物件を検査し、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定により立入検査等を行う職員のうち専ら当該事務に当たるものを、東京都地球温暖化監察員と称するものとする。

4 第1項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第161条 次の各号の一に該当する者は、15万円以下の罰金に処する。

四 第152条第1項の規定による立入り、検査若しくは採取、第152条の2第1項の規定による立入り若しくは検査又は第154条第1項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は回避した者

第三号様式から第三十七号様式の丙まで

(現行のとおり)

第2号様式の16（第5条の24関係）

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあつては名称、代表者又は管理者の氏名及び主たる事務所の所在地)

エネルギー状況報告書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第9条の5の規定によりエネルギー状況報告書を提出します。

事業者の名称	
事業者の所在地	
エネルギー状況報告書	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 エネルギー状況報告書の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2号様式の4（第5条の6関係）

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあつては名称、代表者又は管理者の氏名及び主たる事務所の所在地)

エネルギー状況報告書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第9条の5の規定によりエネルギー状況報告書を提出します。

事業者の名称	
事業者の所在地	
エネルギー状況報告書	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 エネルギー状況報告書の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第三号様式から第三十七号様式の丙まで

(略)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第153条第5項の規定による	
立 入 調 査 証	
職 名 氏 名 生年月日	
発行年月日 東京都知事	
8.6センチメートル	

5.1センチメートル

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(抜すい)

第153条 知事は、第5条の6第1項、第8条の2第1項、第8条の3、第8条の4第1項、第8条の25、第9条第1項及び第2項並びに第156条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、温室効果ガス排出事業者の同意を得て、その事業所、事務所、営業所その他の場所に立ち入り、地球温暖化対策の実施状況について調査させることができる。

2 知事は、第17条の22、第17条の23第1項及び第156条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用可能エネルギーに係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、熱電供給設備を設置しようとする事業者、熱電供給設備の所有者若しくは管理者、エネルギー供給受入者又は熱供給の受入検討建築主等の同意を得て、特定開発区域等、エネルギー供給を行う区域又はこれに隣接し、若しくは近接する区域、これらの区域内の建築物、エネルギーを供給する施設又は熱電供給設備の存する施設、再生可能エネルギー及び有効利用を図ることが可能なエネルギーを利用する場所その他の場所に立ち入り、エネルギー有効利用指針に基づく環境への負荷の低減のための措置について調査させることができる。

3 知事は、第24条、第25条及び第156条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者又はマンション販売等委託者の同意を得て、その特定建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置、エネルギーの使用の合理化に関する性能目標値に係る措置、マンション環境性能表示又は省エネルギー性能評価書の交付の実施状況について調査させることができる。

4 知事は、第25条の7、第25条の8及び第156条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定家庭用機器販売事業者の同意を得て、その販売店、事務所その他の場所に立ち入り、特定家庭用機器の省エネルギー性能等を示す事項の届出の実施状況について調査させることができる。

5 前各項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、当該各項に規定する者その他の関係人に提示しなければならない。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第153条第4項の規定による	
立 入 調 査 証	
職 名 氏 名 生年月日	
発行年月日 東京都知事	
8.6センチメートル	

5.1センチメートル

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(抜すい)

第153条 知事は、第6条第4項、第7条の3第3項、第7条の4第2項、第8条の2第1項及び第4項、第8条の3、第9条第1項並びに第156条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、地球温暖化対策事業者、計画書案提出事業者又は計画書提出事業者の同意を得て、その設置し、又は管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況について調査させることができる。

2 知事は、第24条及び第25条並びに第156条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定建築主又はマンション販売等委託者の同意を得て、その特定建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置又はマンション環境性能表示の実施状況について調査させることができる。

3 知事は、第25条の7、第25条の8及び第156条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定家庭用機器販売事業者の同意を得て、その販売店、事務所その他の場所に立ち入り、特定家庭用機器の省エネルギー性能等を示す事項の届出の実施状況について調査させることができる。

4 前3項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、地球温暖化対策事業者、計画書案提出事業者、計画書提出事業者、特定建築主、マンション販売等委託者、特定家庭用機器販売事業者その他の関係人に提示しなければならない。